

土砂災害防止に関する基礎調査技術基準

(地滑り編)

新旧対照表

長野県建設部砂防課

令和6年4月

旧	新
<p>目 次</p> <p>はじめに</p> <p>I 編 序論 地-1 1. 基礎調査の概要 地-1 1.1 基礎調査の目的 地-1 1.2 基礎調査の手順 地-2 1.3 基礎調査実施時の留意点 地-3 2. 調査対象箇所の抽出 地-4 2.1 調査対象箇所の抽出方針 地-4 2.2 調査対象箇所の抽出手順 地-6 2.3 調査対象箇所の抽出条件 地-7 2.3.1 地形条件 地-7 2.3.2 社会条件 地-9 2.4 調査対象地滑り区域 地-12</p> <p>II 編 基礎調査の実施 地-14 1. 地滑り区域の設定 地-14 1.1 区域設定のための調査 地-14 1.1.1 区域設定のための調査手順 地-14 1.1.2 資料調査 地-16 1.1.3 地形調査 地-18 1.1.4 現地調査 地-26 1.2 地滑り区域設定 地-29 1.2.1 地滑り区域設定の手順 地-29 1.2.2 地滑り区域設定方法 地-30 (1) 地滑りブロックのランク区分 地-30 (2) 地滑りブロックの統合 地-33 (3) 地滑り区域形状の設定 地-36 (4) 地滑り区域末端位置の設定 地-37 (5) 地滑り方向の設定 地-38 2. 危害のおそれのある土地等の区域設定 地-39 2.1 危害のおそれのある土地の設定 地-39 2.1.1 危害のおそれのある土地の定義 地-39 2.1.2 危害のおそれのある土地の設定手順 地-41 2.1.3 危害のおそれのある土地の設定方法 地-41 2.2 著しい危害のおそれのある土地の設定 地-42 2.2.1 著しい危害のおそれのある土地の定義 地-42 2.2.2 著しい危害のおそれのある土地の設定手順 地-43 2.2.3 著しい危害のおそれのある土地の設定方法 地-44</p>	<p>目 次</p> <p>はじめに</p> <p>I 編 序論 地-1 1. 基礎調査の概要 地-1 1.1 基礎調査の目的 地-1 1.2 基礎調査の手順 地-2 1.2.1 基礎調査とは 地-3 1.3 基礎調査実施時の留意点 地-6 2. 調査対象箇所の抽出 地-7 2.1 調査対象箇所の抽出方針 地-7 2.2 調査対象箇所の抽出手順 地-9 2.3 調査対象箇所の抽出条件 地-10 2.3.1 地形条件 地-10 2.3.2 社会条件 地-12 2.4 調査対象地滑り区域 地-15</p> <p>II 編 基礎調査の実施 地-17 1. 地滑り区域の設定 地-17 1.1 区域設定のための調査 地-17 1.1.1 区域設定のための調査手順 地-17 1.1.2 資料調査 地-19 1.1.3 地形調査 地-21 1.1.4 現地調査 地-29 1.2 地滑り区域設定 地-32 1.2.1 地滑り区域設定の手順 地-32 1.2.2 地滑り区域設定方法 地-33 (1) 地滑りブロックのランク区分 地-33 (2) 地滑りブロックの統合 地-36 (3) 地滑り区域形状の設定 地-39 (4) 地滑り区域末端位置の設定 地-40 (5) 地滑り方向の設定 地-41 2. 危害のおそれのある土地等の区域設定 地-42 2.1 危害のおそれのある土地の設定 地-42 2.1.1 危害のおそれのある土地の定義 地-42 2.1.2 危害のおそれのある土地の設定手順 地-44 2.1.3 危害のおそれのある土地の設定方法 地-44 2.2 著しい危害のおそれのある土地の設定 地-45 2.2.1 著しい危害のおそれのある土地の定義 地-45 2.2.2 著しい危害のおそれのある土地の設定手順 地-46 2.2.3 著しい危害のおそれのある土地の設定方法 地-47 2.3 明らかに上石等が到達しないと認められる土地の検討 地-51</p>

旧	新
<p>2.3 明らかに土石等が到達しないと認められる土地の検討 地-48</p> <p>III編 危害のおそれのある土地等の調査 地-50</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 土地利用状況調査 地-51 2 世帯数及び人家戸数調査 地-53 3 公共施設等の状況調査 地-55 4 警戒避難体制に関する調査 地-58 5 関係諸法令の指定状況の調査 地-61 6 宅地開発の状況及び建築の動向調査 地-65 <p>IV編 調査結果の整理 地-69</p> <p>おわりに</p> <p>参考資料（地滑り概説）</p>	<p>III編 危害のおそれのある土地の区域等の調査 地-53</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 土地利用状況調査（机上） 地-54 2. 世帯数及び人家戸数調査（机上・現地） 地-56 3. 公共施設等の状況調査（机上・現地） 地-58 4. 警戒避難体制に関する調査（机上） 地-62 5. 関係諸法令の指定状況の調査（机上） 地-65 6. 宅地開発の状況及び建築の動向調査（机上） 地-69 <p>IV編 概略調査 地-73</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 既指定の危害のおそれのある土地の再調査 地-73 1. 1 地形や災害発生箇所、人家等の比較調査 地-73 <ul style="list-style-type: none"> 1. 1. 1 地形の比較調査 地-73 1. 1. 2 災害発生箇所の調査 地-74 1. 1. 3 人家等の比較調査 地-74 1. 2 危害のおそれのある土地等の再調査 地-75 <ul style="list-style-type: none"> 1. 2. 1 世帯数及び人家戸数調査 地-75 2. 新たな危害のおそれのある土地の調査 地-76 <ul style="list-style-type: none"> 2. 1 灾害発生箇所、人家等の調査 地-76 <p>V編 調査結果の整理 地-77</p> <p>卷末資料 地-93</p> <ul style="list-style-type: none"> 【資料-1 告示図書様式】 地-93 1. 土砂災害特別警戒区域指定の場合の様式 地-93 【資料-2 概略様式】 地-100 <p>おわりに</p> <p>参考資料（地滑り概説）</p>

旧	新
<p>I 編 序論</p> <p>1. 基礎調査の概要</p> <p>1. 1 基礎調査の目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>都道府県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という)第三条第一項で定められた「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り(以下「急傾斜地の崩壊等」という)による土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下、基礎調査)を実施する必要がある。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>基礎調査は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地(原因地)に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という)及び土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という)の指定、警戒区域内における警戒避難体制の整備、特別警戒区域における土石等の移動により建築物に作用する力の算定等、この法律を施行する上で不可欠のデータを収集するため、「基本指針」である「土砂災害防止対策基本指針(平成13年7月9日国土交通省告示第1119号)」に基づき、おおむね5年ごとに行うものである。</p> <p>また、調査対象は地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地(以下「危害のおそれのある土地」という)、危害のおそれのある土地のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地(以下、「著しい危害のおそれのある土地」という)とする。</p> <p>なお、想定をはるかに超える規模の地滑りについては、予知・予測が困難であることから、調査実施時点において技術的に可能であるレベルの土砂災害を対象とする。</p>	<p>I 編 序論</p> <p>1. 基礎調査の概要</p> <p>1. 1 基礎調査の目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>都道府県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という)第三条第一項で定められた「土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り(以下「急傾斜地の崩壊等」という)による土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下、基礎調査)を実施する必要がある。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>基礎調査は、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地(原因地)に関する地形、地質等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という)及び土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という)の指定、警戒区域内における警戒避難体制の整備、特別警戒区域における土石等の移動により建築物に作用する力の算定等、この法律を施行する上で不可欠のデータを収集するため、「基本指針」である「土砂災害防止対策基本指針(令和3年8月31日国土交通省告示第1194号)」に基づき、おおむね5年ごとに行うものである。</p> <p>また、調査対象は地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地(以下「危害のおそれのある土地」という)、危害のおそれのある土地のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地(以下、「著しい危害のおそれのある土地」という)とする。</p> <p>なお、想定をはるかに超える規模の地滑りについては、予知・予測が困難であることから、調査実施時点において技術的に可能であるレベルの土砂災害を対象とする。</p>

旧	新
<p>1. 2 基礎調査の手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>基礎調査は以下の項目に従って実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査対象箇所の抽出 ② 地滑り区域の設定 ③ 危害のおそれのある土地等の区域設定 ④ 危害のおそれのある土地等の調査 </div> <p>【解説】</p> <p>基礎調査は、図 I-1.1 に示すフローに従って実施する。</p> <pre> graph TD A[①調査対象箇所の抽出] --> B[資料収集] B --> C[調査対象範囲の設定 ・地形条件による抽出 ・社会条件による抽出] C --> D[調査対象箇所の抽出] D --> E[区域設定のための調査 ・資料調査 ・地形調査 ・現地調査] E --> F[地滑り区域の設定] F --> G[危害のおそれのある土地等の区域設定] G --> H[危害のおそれのある土地等の調査] H --> I[明らかに土石等が到達しないと認められる土地の検討] I --> J[危害のおそれのある土地等の設定] J --> K[危害のおそれのある土地等の調査 ・土地利用状況調査 ・世帯数及び人家戸数調査 ・公共施設等の状況調査 ・警戒避難体制に関する調査 ・関係諸法令の指定状況の調査 ・宅地開発の状況及び建築の動向調査] K --> L[各段階におけるアウトプット資料] </pre> <p>図 I-1.1 基礎調査（地滑り）手順と作成資料</p>	<p>1. 2 基礎調査の手順</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <pre> graph TD A[基礎調査 (初回基礎調査)] --> B[概略調査] B --> C[詳細調査] </pre> </div> <p>基礎調査は以下の項目に従って実施する。</p> <p>1. 基礎調査、詳細調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査対象箇所の抽出 ② 区域設定のための調査 ③ 危害のおそれのある土地等の区域設定 ④ 危害のおそれのある土地等の調査 <p>2. 概略調査（既指定の危害のおそれのある土地の再調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地形や災害発生箇所、人家等の比較調査 ② 危害のおそれのある土地の再調査 <p>3. 概略調査（新たな危害のおそれのある土地の調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生箇所、人家等の調査 <p>【解説】</p> <p>地すべりに関する基礎調査は、図 I-1.1 ~ 図 I-1.3 に示すフローに従って実施する。</p>

旧	新
	<p>1. 2. 1 基礎調査とは</p> <p>地滑りが発生した場合に、危害のおそれのある土地(土砂災害警戒区域)、著しい危害のおそれのある土地(土砂災害特別警戒区域)の区域設定を行う。</p> <p>1. 基礎調査(詳細調査)</p>

図 I - 1. 1 基礎調査実施フロー

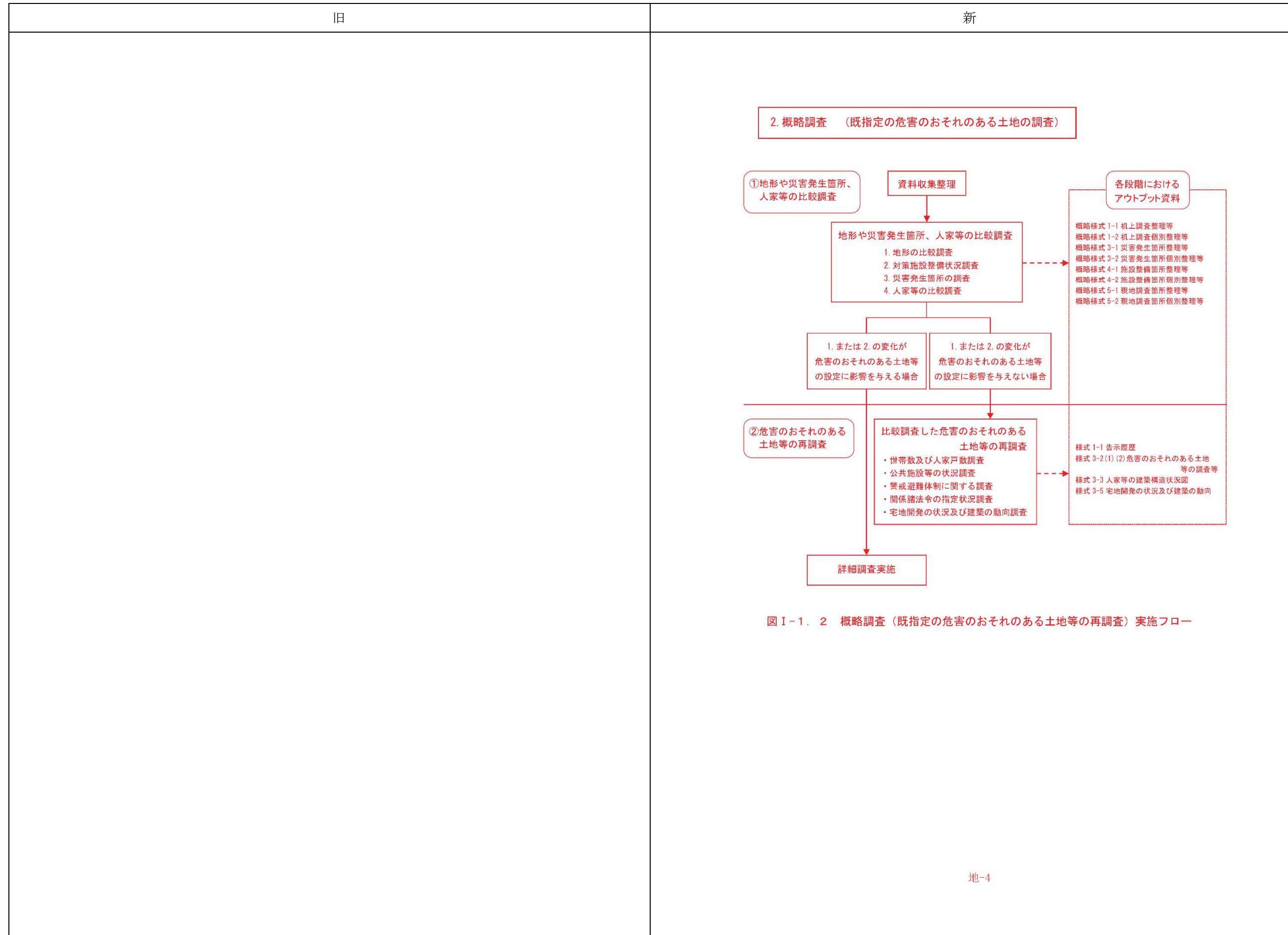


図 I - 1. 2 概略調査（既指定の危害のおそれのある土地等の再調査）実施フロー

旧	新
	<p>3. 概略調査（新たな危害のおそれのある土地の調査）</p> <pre> graph TD A[① 災害発生箇所、人家等の調査] --> B[資料収集整理] B --> C[災害発生箇所、人家等の調査 1. 灾害発生箇所の調査 2. 新たな人家等の立地調査] C --> D[2. の変化が危害のおそれのある土地等の設定に影響を与える場合] D --> E[詳細調査実施] %% Reference box B --> F["各段階における アウトプット資料"] F --> G["概略様式 1-1 机上調査整理等 概略様式 1-2 机上調査個別整理等 概略様式 3-1 災害発生箇所整理等 概略様式 3-2 灾害発生箇所個別整理等 概略様式 5-1 現地調査箇所整理等 概略様式 5-2 現地調査箇所個別整理等"] </pre> <p>図 I-1. 3 概略調査（新たな危害のおそれのある土地等の調査）実施フロー</p>

旧	新
<p>1. 3 基礎調査実施時の留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基礎調査は、「土砂災害防止対策基本指針（平成 13 年 7 月 9 日国土交通省告示第 1119 号）」に従うものとする。また、以下の項目に留意して実施する。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>基礎調査実施の際の留意点としては以下の項目が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該区域の土地の状況に変化が生じた場合は必要に応じて調査を行う。 ② 現況の土地利用状況や開発計画等により、人家の立地が新たに予想される土地については、区域の指定が必要であるか否かを把握する。 ③ 危害のおそれのある土地等の範囲を設定する参考資料とするため、社会条件の動向を常に把握する必要があり、区域内やその周辺地域の人口等の変化について一定の期間（おおむね 5 年）ごとに調査を実施する。 ④ 土砂災害防止法に基づく指定と公示がなされた土地の区域は、法的な措置によって住民の私権や財産権が制限されることがある。基礎調査結果は指定と公示のための基礎資料となるため、特に区域の設定にあたっては細心の注意を払うとともに、区域間の設定精度の差異を軽減し、作業の平準化と精度維持に努める。 ⑤ 調査のための民地立ち入りは、土砂災害防止法第五条に基づき、関係者の承諾を得て身分証明書を携帯する。立ち入りの際は、その範囲と定められた時間に配慮し、土地の所有者等関係者からの請求があったときは基礎調査実施機関発行の身分証明書を提示しなければならない。 ⑥ 基礎調査の成果は、II 編 4 章に示した調査結果の整理方法に基づき、調書等にとりまとめる。 ⑦ 基礎調査実施時において、新たに必要な調査項目等が発生した場合は、速やかに監督員と協議のうえ、柔軟に対応する。 ⑧ 基礎調査実施時において、新たに他現象（急傾斜地の崩壊・土石流）の調査対象箇所が確認された場合や他現象への影響が確認された場合は、速やかに監督員に報告する。 	<p>1. 3 基礎調査実施時の留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基礎調査は、「土砂災害防止対策基本指針（令和 3 年 8 月 31 日国土交通省告示第 1194 号）」に従うものとする。また、以下の項目に留意して実施する。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>基礎調査実施の際の留意点としては以下の項目が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該区域の土地の状況に変化が生じた場合は必要に応じて調査を行う。 ② 現況の土地利用状況や開発計画等により、人家の立地が新たに予想される土地については、区域の指定が必要であるか否かを把握する。 ③ 危害のおそれのある土地等の範囲を設定する参考資料とするため、社会条件の動向を常に把握する必要があり、区域内やその周辺地域の人口等の変化について一定の期間（おおむね 5 年）ごとに調査を実施する。 ④ 土砂災害防止法に基づく指定と公示がなされた土地の区域は、法的な措置によって住民の私権や財産権が制限されることがある。基礎調査結果は指定と公示のための基礎資料となるため、特に区域の設定にあたっては細心の注意を払うとともに、区域間の設定精度の差異を軽減し、作業の平準化と精度維持に努める。 ⑤ 調査のための民地立ち入りは、土砂災害防止法第五条に基づき、関係者の承諾を得て身分証明書を携帯する。立ち入りの際は、その範囲と定められた時間に配慮し、土地の所有者等関係者からの請求があったときは基礎調査実施機関発行の身分証明書を提示しなければならない。 ⑥ 基礎調査の成果は、II 編 4 章に示した調査結果の整理方法に基づき、調書等にとりまとめる。 ⑦ 基礎調査実施時において、新たに必要な調査項目等が発生した場合は、速やかに監督員と協議のうえ、柔軟に対応する。 ⑧ 基礎調査実施時において、新たに他現象（急傾斜地の崩壊・土石流）の調査対象箇所が確認された場合や他現象への影響が確認された場合は、速やかに監督員に報告する。

旧	新								
<p>2. 3. 2 社会条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>調査対象箇所を抽出するに当たって勘案する社会条件は以下の事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査対象箇所が、地滑り地形を呈している箇所等及びその周辺に人家等が存在する箇所（以下「人家等のある地滑り地形を呈している箇所」という）であること。 ② 調査対象箇所が、現在「人家等のある地滑り地形を呈している箇所」ではないが、現況の土地利用状況や開発計画等の社会条件により人家等の立地が予想される箇所（以下「人家等のない地滑り地形を呈している箇所」という）であること。 </div> <p>【解説】</p> <p>社会条件による調査対象箇所は、人家等の立地の有無により、以下の2つの条件のいづれかに該当する箇所となる。</p> <p>ここで、「人家等」とは、居室を有する人家及び公共的建物（災害弱者関連施設を含む）とする。また「居室」とは、建築基準法第2条第4号に規定される居室を指し、「居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これに類する目的のために継続的に使用する室」をいう。</p> <p>(1) 人家等のある地滑り地形を呈している箇所 人家等のある地滑り地形を呈している箇所とは、地滑りによる危害のおそれのある箇所等及びその周辺に人家等が存在する箇所をいう。</p> <p>(2) 人家等のない地滑り地形を呈している箇所 人家等のない地滑り地形を呈している箇所とは、現在「人家等のある地滑り地形を呈している箇所」ではないが、現況の土地利用状況や社会的条件により今後人家等の立地が予想される箇所を言う。</p> <p>なお、「人家等の立地が予想される土地」の抽出は、以下の基準をもとに図I-2.4に示した選定手順により決定する。</p> <p>1) 調査対象外となる区域を除外する。 「人家等の立地が予想される土地」の対象外となる条件は、以下の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人が全くない山岳地帯や無人島など人家の立地する可能性がない区域は対象外とする。 ② 表I-2.2に示すような法律により上地利用が制限されている区域等は調査の対象外とする。 ③ 道路の法面等の公共施設でその管理者が明らかに管理しているような斜面については調査対象外とする。<u>ただし、管理者が不明な斜面については調査対象とする。</u> <p>表I-2.2 法律により土地利用が制限されている区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域名</th> <th style="text-align: center;">関係法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・国立公園特別保護地区及び特別地域 ・国定公園特別保護地区及び特別地域 ・県立自然公園特別保護地区及び特別地域 ・原生自然環境保全地域* ・自然環境保全地域</td> <td style="text-align: center;">・自然公園法 ・長野県立自然公園条例 ・長野県自然環境保全条例</td> </tr> </tbody> </table> <p>*平成15年12月現在、長野県内には該当区域なし</p> <p style="text-align: center;">地-9</p>	地域名	関係法令	・国立公園特別保護地区及び特別地域 ・国定公園特別保護地区及び特別地域 ・県立自然公園特別保護地区及び特別地域 ・原生自然環境保全地域* ・自然環境保全地域	・自然公園法 ・長野県立自然公園条例 ・長野県自然環境保全条例	<p>2. 3. 2 社会条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>調査対象箇所を抽出するに当たって勘案する社会条件は以下の事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査対象箇所が、地滑り地形を呈している箇所等及びその周辺に人家等が存在する箇所（以下「人家等のある地滑り地形を呈している箇所」という）であること。 ② 調査対象箇所が、現在「人家等のある地滑り地形を呈している箇所」ではないが、現況の土地利用状況や開発計画等の社会条件により人家等の立地が予想される箇所（以下「人家等のない地滑り地形を呈している箇所」という）であること。 </div> <p>【解説】</p> <p>社会条件による調査対象箇所は、人家等の立地の有無により、以下の2つの条件のいづれかに該当する箇所となる。</p> <p>ここで、「人家等」とは、居室を有する人家及び公共的建物（要配慮者利用施設を含む）とする。また「居室」とは、建築基準法第2条第4号に規定される居室を指し、「居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これに類する目的のために継続的に使用する室」をいう。</p> <p>(1) 人家等のある地滑り地形を呈している箇所 人家等のある地滑り地形を呈している箇所とは、地滑りによる危害のおそれのある箇所等及びその周辺に人家等が存在する箇所をいう。</p> <p>(2) 人家等のない地滑り地形を呈している箇所 人家等のない地滑り地形を呈している箇所とは、現在「人家等のある地滑り地形を呈している箇所」ではないが、現況の土地利用状況や社会的条件により今後人家等の立地が予想される箇所を言う。</p> <p>なお、「人家等の立地が予想される土地」の抽出は、以下の基準をもとに図I-2.4に示した選定手順により決定する。</p> <p>1) 調査対象外となる区域を除外する。 「人家等の立地が予想される土地」の対象外となる条件は、以下の場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人が全くない山岳地帯や無人島など人家の立地する可能性がない区域は対象外とする。 ② 表I-2.2に示すような法律により上地利用が制限されている区域等は調査の対象外とする。 ③ 道路の法面等の公共施設でその管理者が明らかに管理しているような斜面については調査対象外とする。<u>ただし、管理者が不明な斜面については調査対象とする。</u> <p>表I-2.2 法律により土地利用が制限されている区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地域名</th> <th style="text-align: center;">関係法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・国立公園特別保護地区及び特別地域 ・国定公園特別保護地区及び特別地域 ・県立自然公園特別保護地区及び特別地域 ・原生自然環境保全地域* ・自然環境保全地域</td> <td style="text-align: center;">・自然公園法 ・長野県立自然公園条例 ・長野県自然環境保全条例</td> </tr> </tbody> </table> <p>*令和5年11月現在、長野県内には該当区域なし</p> <p style="text-align: center;">地-12</p>	地域名	関係法令	・国立公園特別保護地区及び特別地域 ・国定公園特別保護地区及び特別地域 ・県立自然公園特別保護地区及び特別地域 ・原生自然環境保全地域* ・自然環境保全地域	・自然公園法 ・長野県立自然公園条例 ・長野県自然環境保全条例
地域名	関係法令								
・国立公園特別保護地区及び特別地域 ・国定公園特別保護地区及び特別地域 ・県立自然公園特別保護地区及び特別地域 ・原生自然環境保全地域* ・自然環境保全地域	・自然公園法 ・長野県立自然公園条例 ・長野県自然環境保全条例								
地域名	関係法令								
・国立公園特別保護地区及び特別地域 ・国定公園特別保護地区及び特別地域 ・県立自然公園特別保護地区及び特別地域 ・原生自然環境保全地域* ・自然環境保全地域	・自然公園法 ・長野県立自然公園条例 ・長野県自然環境保全条例								

旧	新
<ul style="list-style-type: none"> ● 著しい危害のおそれのある土地の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてランクがAとなった地滑り区域について設定する。 ・ランクがBまたはCとなった地滑りブロック末端部の下方に重要構造物や災害弱者関連施設、多数の保全人家がある場合など、社会的に影響が大きいと判断される場合は、監督員と協議の上、設定する。 ● 対策施設の効果評価 <ul style="list-style-type: none"> ・地滑り対策施設は、地滑りの滑動を防止することを目的として施工される。従って、対策施設が施工済の地滑りブロックにおいて、現地調査による対策施設の状況確認及び観測データ等により、地滑りが滑動している兆候が認められなければ、対策施設は効果を発揮していると見なすことができる。 ・もし対策施設等に変状が認められる場合は、地滑りの滑動兆候を示している可能性があるので、その他の滑動兆候の有無を考慮に入れ、対策施設の変状が地滑りの滑動によるものか否かを判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 著しい危害のおそれのある土地の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・原則としてランクがAとなった地滑り区域について設定する。 ・ランクがBまたはCとなった地滑りブロック末端部の下方に重要構造物や要配慮者利用施設、多数の保全人家がある場合など、社会的に影響が大きいと判断される場合は、監督員と協議の上、設定する。 ● 対策施設の効果評価 <ul style="list-style-type: none"> ・地滑り対策施設は、地滑りの滑動を防止することを目的として施工される。従って、対策施設が施工済の地滑りブロックにおいて、現地調査による対策施設の状況確認及び観測データ等により、地滑りが滑動している兆候が認められなければ、対策施設は効果を発揮していると見なすことができる。 ・もし対策施設等に変状が認められる場合は、地滑りの滑動兆候を示している可能性があるので、その他の滑動兆候の有無を考慮に入れ、対策施設の変状が地滑りの滑動によるものか否かを判断する。

旧	新
<p>2. 世帯数及び人家戸数調査（机上・現地）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における世帯数・人家戸数を調査し、また著しい危害のおそれのある土地の区域については、その建築構造についてもあわせて調査し、区域調書の様式にとりまとめる。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>著しい危害のおそれのある土地の区域では、新たに立地する建築物の構造が規制されることとなる。人家戸数の調査は、危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「人家（居室を有する建物）」を把握することで、既存住宅の移転促進や警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる人家を把握し戸数を計上する。アパート・マンション等の共同住宅は、世帯数（1部屋 = 1世帯）を人家戸数として計上する。</p> <p>なお、人家の建物部分が二つの土地の区域に跨るときは、特別警戒区域に一部でもかかる場合は特別警戒区域内に計上、警戒区域と区域外に属する場合は警戒区域内に計上する。また、家屋の庭のように住宅の敷地の一部のみが危害のおそれのある土地等の区域にかかり、建築物自体がその区域にかかりない場合は、人家戸数としては計上しない。</p> <p>著しい危害のおそれのある土地の区域に含まれる人家については、建築構造を調査する。建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p>建物が二つの土地の区域又は区域外にまたがる場合は、建物の半分以上が属する区域をもって区分する。</p> <p>なお、人家に該当するのかどうか判断のつきにくい建築物・施設については、その建築物・施設に管理者が駐在する場合は人家として扱い、無人の場合は対象としない。</p> <p>(一例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神社、仏閣：管理者が常駐する場合は人家として扱う。管理者不在の場合は、対象としない。 ・ 工場、店舗：昼間に作業する者がいるため、人家1戸として扱う。ただし、大工場のように数棟ある場合は、施設としては「1箇所」のため1戸として扱う。 ・ 季節営業の施設（別荘、スキー場内食堂等）に使用されている場合は、人家1戸として扱う。) <p>(3) 調査方法</p> <p>3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図を相互に活用する。人家の建築構造は、建築構造を確認できる設計図書等の既往資料がない場合は、現地で外観から構造を判断する。</p>	<p>2. 世帯数及び人家戸数調査（机上・現地）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における世帯数・人家戸数を調査し、また著しい危害のおそれのある土地の区域については、その建築構造についてもあわせて調査し、区域調書の様式にとりまとめる。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>著しい危害のおそれのある土地の区域では、新たに立地する建築物の構造が規制されることとなる。人家戸数の調査は、危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「人家（居室を有する建物）」を把握することで、既存住宅の移転促進や警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる人家を把握し戸数を計上する。アパート・マンション等の共同住宅は、世帯数（1部屋 = 1世帯）を人家戸数として計上する。</p> <p>なお、人家の建物部分が二つの土地の区域に跨るときは、<u>特別警戒区域および警戒区域の両方に人家戸数として計上する</u>。また、家屋の庭のように住宅の敷地の一部のみが危害のおそれのある土地等の区域にかかり、建築物自体がその区域にかかりない場合は、人家戸数としては計上しない。</p> <p>著しい危害のおそれのある土地の区域に含まれる人家については、建築構造を調査する。建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p>なお、人家に該当するのかどうか判断のつきにくい建築物・施設については、その建築物・施設に管理者が駐在する場合は人家として扱い、無人の場合は対象としない。</p> <p>(一例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神社、仏閣：管理者が常駐する場合は人家として扱う。管理者不在の場合は、対象としない。 ・ 工場、店舗：昼間に作業する者がいるため、人家1戸として扱う。ただし、大工場のように数棟ある場合は、施設としては「1箇所」のため1戸として扱う。 ・ 季節営業の施設（別荘、スキー場内食堂等）に使用されている場合は、人家1戸として扱う。) <p>(3) 調査方法</p> <p>3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図を相互に活用する。人家の建築構造は、建築構造を確認できる設計図書等の既往資料がない場合は、現地で外観から構造を判断する。</p>

旧	新
<p>(4) 整理方法</p> <p>著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地（ここでは、著しい危害のおそれのある土地を除く）に含まれる人家戸数は、重複を避けて計上し区域調書の様式に整理する。</p> <p>著しい危害のおそれのある土地の区域に含まれる人家については、その建築構造が個々に判別できるよう、また図面との整合がとれるように区域調書の様式に整理する。</p>	<p>(4) 整理方法</p> <p>著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地に含まれる人家戸数は、それぞれの区域毎に計上し区域調書の様式に整理する。</p> <p>著しい危害のおそれのある土地の区域に含まれる人家については、その建築構造が個々に判別できるよう、また図面との整合がとれるように区域調書の様式に整理する。</p>

旧	新
<p>3. 公共施設等の状況調査（机上・現地）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における公共的建物や公共施設等を調査し、公共的建物はその建築構造についてもあわせて調査し、区域設定調書にとりまとめる。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) 調査目的 危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「公共的建物（災害弱者関連施設を含む）」の棟数と構造及び、「公共施設」の延長・基数を把握し、警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p>(2) 調査内容 危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる公共的建物（表III-2、表III-4）を把握して棟数を計上する。 また、公共施設を表III-3の種類別に分類し、各々の施設延長（橋長を含む）と橋梁の基數を計上する。なお、公共的建物の建物部分が程度に係わらず二つの土地の区域に跨るとときは、著しい危害のおそれのある土地の建物として計上する。 危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地のそれぞれの区域に含まれる公共的建物については、建築構造を調査する。建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p>① 公共的建物（表III-2、表III-4の災害弱者関連施設） 警察署、郵便局、その他官公署、現地機関の事務所、駅、学校、図書館、博物館等の不特定多数の人が利用する施設もしくは不特定多数の人に利便を与える施設が該当する。したがって、無人であってもライフラインに影響を及ぼす施設（通信、発電所、上下水道等の建物）は公共的建物として扱う。</p> <p>② 公共施設（表III-3） 道路：高速道、国道、県道、主要地方道、市町村道、農道、林道、私道、その他の道路。 鉄道：JR、私鉄、ロープウェイ、モノレール、路面電車、その他。 水路：河川、運河、用水路、その他。路側帯の側溝は含まない。 その他：橋梁、ガスタンク等。</p> <p>③ 観光等の施設 旅館、ホテル、スキー場内居住建物、キャンプ場（ヒュッテ、ケビン）、遊園地等の不特定多数の人が利用する観光施設。</p>	<p>3. 公共施設等の状況調査（机上・現地）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における公共的建物や公共施設等を調査し、公共的建物はその建築構造についてもあわせて調査し、区域設定調書にとりまとめる。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) 調査目的 危害のおそれのある土地等の区域に含まれる「公共的建物（要配慮者利用施設を含む）」の棟数と構造及び、「公共施設」の延長・基数を把握し、警戒避難体制等のソフト対策を行う際の基礎資料とする。</p> <p>(2) 調査内容 危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地として設定した区域に各々含まれる公共的建物（表III-2、表III-4）を把握して棟数を計上する。 また、公共施設を表III-3の種類別に分類し、各々の施設延長（橋長を含む）と橋梁の基數を計上する。なお、公共的建物の建物部分が程度に係わらず二つの土地の区域に跨るとときは、特別警戒区域および警戒区域の両方に計上する。 危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地のそれぞれの区域に含まれる公共的建物については、建築構造を調査する。建築構造は、主要構造部（主に柱）が鉄筋コンクリート・コンクリート・鉄骨である場合は「非木造（RC造等）」とし、以外は「木造」とする。</p> <p>① 公共的建物（表III-2、表III-4の要配慮者利用施設） 警察署、郵便局、その他官公署、現地機関の事務所、駅、学校、図書館、博物館等の不特定多数の人が利用する施設もしくは不特定多数の人に利便を与える施設が該当する。したがって、無人であってもライフラインに影響を及ぼす施設（通信、発電所、上下水道等の建物）は公共的建物として扱う。</p> <p>② 公共施設（表III-3） 道路：高速道、国道、県道、主要地方道、市町村道、農道、林道、私道、その他の道路。 鉄道：JR、私鉄、ロープウェイ、モノレール、路面電車、その他。 水路：河川、運河、用水路、その他。路側帯の側溝は含まない。 その他：橋梁、ガスタンク等。</p> <p>③ 観光等の施設 旅館、ホテル、スキー場内居住建物、キャンプ場（ヒュッテ、ケビン）、遊園地等の不特定多数の人が利用する観光施設。</p>

旧	新																																										
<p>④ 災害弱者関連施設（表III-4）</p> <p>公共的建物のうち災害弱者関連施設については、表III-4 災害弱者関連施設に示す具体的な制限用途を参考とする。</p> <p>表III-4 災害弱者関連施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>具体的な制限用途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1: 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム (老人福祉法第5条の3) (老人福祉法第29条第1項)</td><td>老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム</td></tr> <tr> <td>2: 身体障害者更生援護施設 (身体障害者福祉法第5条第1項)</td><td>身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</td></tr> <tr> <td>3: 知的障害者援護施設 (知的障害者福祉法第5条)</td><td>知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム</td></tr> <tr> <td>4: 精神障害者社会復帰施設 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2)</td><td>精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター</td></tr> <tr> <td>5: 保護施設（医療保護施設、宿所提供的施設を除く） (生活保護法第38条)</td><td>救護施設、更生施設、授産施設</td></tr> <tr> <td>6: 児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） (児童福祉法第7条)</td><td>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター</td></tr> <tr> <td>7: 母子福祉施設 (母子及び寡婦福祉法第20条)</td><td>母子休養ホーム、母子福祉センター</td></tr> <tr> <td>8: 母子健康センター (母子保健法第22条)</td><td>母子健康センター</td></tr> <tr> <td>9: その他これらに類する施設</td><td>心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等</td></tr> <tr> <td>学校</td><td>10: 盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 (学校教育法第71条、第77条)</td></tr> <tr> <td>医療施設</td><td>11: 病院、診療所、助産所 (医療法第1条の5第1項、第2項、第2条第1項)</td></tr> </tbody> </table> <p>③ 調査方法</p> <p>3次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図、道路網図、河川網図を相互に活用する。 公共的建物の建築構造は、建築構造を確認できる既往資料がない場合は、現地確認を基本とする。</p> <p>④ 整理方法</p> <p>著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地（ここでは、著しい危害のおそれのある土地を除く）に含まれる公共的建物の棟数の重複を避けて計上し、区域調書の様式に整理する。また公共的建物については、その建築構造が個々に判別できるよう区域調書の様式に整理する。</p> <p>公共施設は、各々の施設延長（単位m：少数1桁四捨五入）をまとめて、区域調書の様式に整理する。ただし橋梁は基数としその延長は道路に含むものとする。</p>	分類	具体的な制限用途	1: 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム (老人福祉法第5条の3) (老人福祉法第29条第1項)	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム	2: 身体障害者更生援護施設 (身体障害者福祉法第5条第1項)	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	3: 知的障害者援護施設 (知的障害者福祉法第5条)	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	4: 精神障害者社会復帰施設 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2)	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	5: 保護施設（医療保護施設、宿所提供的施設を除く） (生活保護法第38条)	救護施設、更生施設、授産施設	6: 児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） (児童福祉法第7条)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター	7: 母子福祉施設 (母子及び寡婦福祉法第20条)	母子休養ホーム、母子福祉センター	8: 母子健康センター (母子保健法第22条)	母子健康センター	9: その他これらに類する施設	心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等	学校	10: 盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 (学校教育法第71条、第77条)	医療施設	11: 病院、診療所、助産所 (医療法第1条の5第1項、第2項、第2条第1項)	<p>④ 要配慮者利用施設（表III-4）</p> <p>公共的建物のうち要配慮者利用施設については、表III-4 要配慮者利用施設に示す具体的な制限用途を参考とする。</p> <p>表III-4 要配慮者利用施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要配慮者利用施設の分類</th><th>具体的な制限用途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1: 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム (老人福祉法第5条の3) (老人福祉法第29条第1項)</td><td>老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム</td></tr> <tr> <td>2: 身体障害者社会参加支援施設 (身体障害者福祉法第5条第1項)</td><td>身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</td></tr> <tr> <td>3: 知的障害者援護施設 (知的障害者福祉法第5条)</td><td>知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム</td></tr> <tr> <td>4: 精神障害者社会復帰施設 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2)</td><td>精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター</td></tr> <tr> <td>5: 保護施設（医療保護施設、宿所提供的施設を除く） (生活保護法第38条)</td><td>救護施設、更生施設、授産施設</td></tr> <tr> <td>6: 児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） (児童福祉法第7条)</td><td>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター</td></tr> <tr> <td>7: 母子・父子福祉施設 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条)</td><td>母子休養ホーム、母子福祉センター</td></tr> <tr> <td>8: 母子健康包括支援センター (母子保健法第22条)</td><td>母子健康センター</td></tr> </tbody> </table>	要配慮者利用施設の分類	具体的な制限用途	1: 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム (老人福祉法第5条の3) (老人福祉法第29条第1項)	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム	2: 身体障害者社会参加支援施設 (身体障害者福祉法第5条第1項)	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	3: 知的障害者援護施設 (知的障害者福祉法第5条)	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム	4: 精神障害者社会復帰施設 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2)	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター	5: 保護施設（医療保護施設、宿所提供的施設を除く） (生活保護法第38条)	救護施設、更生施設、授産施設	6: 児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） (児童福祉法第7条)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター	7: 母子・父子福祉施設 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条)	母子休養ホーム、母子福祉センター	8: 母子健康包括支援センター (母子保健法第22条)	母子健康センター
分類	具体的な制限用途																																										
1: 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム (老人福祉法第5条の3) (老人福祉法第29条第1項)	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム																																										
2: 身体障害者更生援護施設 (身体障害者福祉法第5条第1項)	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設																																										
3: 知的障害者援護施設 (知的障害者福祉法第5条)	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム																																										
4: 精神障害者社会復帰施設 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2)	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター																																										
5: 保護施設（医療保護施設、宿所提供的施設を除く） (生活保護法第38条)	救護施設、更生施設、授産施設																																										
6: 児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） (児童福祉法第7条)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター																																										
7: 母子福祉施設 (母子及び寡婦福祉法第20条)	母子休養ホーム、母子福祉センター																																										
8: 母子健康センター (母子保健法第22条)	母子健康センター																																										
9: その他これらに類する施設	心身障害者福祉協会法第17条第1項第1号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第17条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等																																										
学校	10: 盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園 (学校教育法第71条、第77条)																																										
医療施設	11: 病院、診療所、助産所 (医療法第1条の5第1項、第2項、第2条第1項)																																										
要配慮者利用施設の分類	具体的な制限用途																																										
1: 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、有料老人ホーム (老人福祉法第5条の3) (老人福祉法第29条第1項)	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム																																										
2: 身体障害者社会参加支援施設 (身体障害者福祉法第5条第1項)	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設																																										
3: 知的障害者援護施設 (知的障害者福祉法第5条)	知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム																																										
4: 精神障害者社会復帰施設 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2)	精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター																																										
5: 保護施設（医療保護施設、宿所提供的施設を除く） (生活保護法第38条)	救護施設、更生施設、授産施設																																										
6: 児童福祉施設（児童自立支援施設を除く） (児童福祉法第7条)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター																																										
7: 母子・父子福祉施設 (母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条)	母子休養ホーム、母子福祉センター																																										
8: 母子健康包括支援センター (母子保健法第22条)	母子健康センター																																										

旧	新	
	<p>9 : その他これらに類する施設</p> <p>心身障害者福祉協会法第 17 条第 1 項第 1 号の心身障害者福祉協会が設置する福祉施設、児童福祉法第 17 条の児童相談所に設置される児童の一時保護施設等、老人福祉法第五条の二 6 に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 1 1 項に規定する障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 2 7 項に規定する地域活動支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 2 8 項に規定する福祉ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の二の二に規定する障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三に規定する児童自立生活援助事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、2 に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、3 に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、児童福祉法第六条の三、7 に規定する一時預かり事業の用に供する施設、児童福祉法第十二条 2 に規定する児童相談所</p>	
学校	<p>10 : 盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(高等課程等を置くもの)</p> <p>(学校教育第一条、学校教育法第百二十四条)</p>	
医療施設	<p>11 : 病院、診療所、助産所</p> <p>(医療法第一条の五、医療法第一条の五、2 医療法第二条)</p>	

(3) 調査方法

3 次元地図、オルソフォトマップ、住宅地図、道路網図、河川網図を相互に活用する。公共的建物の建築構造は、建築構造を確認できる既往資料がない場合は、現地確認を基本とする。

(4) 整理方法

著しい危害のおそれのある土地、危害のおそれのある土地に含まれる公共的建物の棟数はそれぞれの区域毎に計上し、区域調書の様式に整理する。また公共的建物については、その建築構造が個々に判別できるよう区域調書の様式に整理する。

公共施設は、各々の施設延長(単位 m : 少数 1 衔四捨五入)をまとめて、区域調書の様式に整理する。ただし橋梁は基数としその延長は道路に含むものとする。

旧	新
<p style="text-align: center;">4. 警戒避難体制に関する調査（机上）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における警戒避難体制に関する状況を資料により調査し、区域調書の様式にとりまとめる。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>土砂災害防止対策基本指針（平成13年7月9日国土交通省告示第1119号）の規定により、「土砂災害警戒区域に指定された場合には、法第七条第一項に基づき、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める」必要がある。</p> <p>警戒避難体制に関する調査は、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための基礎資料を得るために実施する。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>危害のおそれのある土地等の区域に係わる警戒避難体制に関する整備状況について、以下の事項を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設定された警戒区域・特別警戒区域の市町村地域防災計画への記載状況 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の記載の有無 ・土砂災害特別警戒区域の記載の有無 <p>注) 記載の有無は、2回目以降の基礎調査項目</p> ② 自主防災組織等の有無 <p>危害のおそれのある土地等の警戒避難体制状況として、自主防災組織の有無を調査する。なお、調査は市町村の地区単位とする。</p> ③ 伸縮計等の計測機器の設置状況 <p>伸縮計、パイプ歪計・土石流発生監視装置などの現在観測中である土砂災害発生の徵候を検知する計測機器の設置状況を調査する。なお、警報装置との接続がある場合は、警報発令の基準値を明記する。</p> ④ 最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者 <p>調査対象の市町村、建設・砂防事務所等の管理する雨量計が調査地域に存在する場合、その所在地、名称および管理者をとりまとめる。</p> ⑤ 基準雨量の設定状況 <p>上記雨量計の基準雨量の設定状況を調べる。警戒避難基準雨量が設定されているかを把握する。</p> 	<p style="text-align: center;">4. 警戒避難体制に関する調査（机上）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>危害のおそれのある土地等の区域における警戒避難体制に関する状況を資料により調査し、区域調書の様式にとりまとめる。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) 調査目的</p> <p>土砂災害防止対策基本指針（令和3年8月31日国土交通省告示第1194号）の規定により、「土砂災害警戒区域に指定された場合には、法第七条第一項に基づき、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める」必要がある。</p> <p>警戒避難体制に関する調査は、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進するための基礎資料を得るために実施する。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>危害のおそれのある土地等の区域に係わる警戒避難体制に関する整備状況について、以下の事項を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設定された警戒区域・特別警戒区域の市町村地域防災計画への記載状況 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の記載の有無 ・土砂災害特別警戒区域の記載の有無 <p>注) 記載の有無は、2回目以降の基礎調査項目</p> ② 自主防災組織等の有無 <p>危害のおそれのある土地等の警戒避難体制状況として、自主防災組織の有無を調査する。なお、調査は市町村の地区単位とする。</p> ③ 伸縮計等の計測機器の設置状況 <p>伸縮計、パイプ歪計・土石流発生監視装置などの現在観測中である土砂災害発生の徵候を検知する計測機器の設置状況を調査する。なお、警報装置との接続がある場合は、警報発令の基準値を明記する。</p> ④ 最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者 <p>調査対象の市町村、建設・砂防事務所等の管理する雨量計が調査地域に存在する場合、その所在地、名称および管理者をとりまとめる。</p> ⑤ 基準雨量の設定状況 <p>上記雨量計の基準雨量の設定状況を調べる。警戒避難基準雨量が設定されているかを把握する。</p>

旧	新																																																																																
<p style="text-align: center;">表III-5 警戒避難体制に関する資料とその収集先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th><th>資料名</th><th>収集先(参考)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無</td><td>地域防災計画書</td><td>市町村役場</td><td>2回目以降の調査で対象</td></tr> <tr> <td>②自主防災組織等の有無</td><td>地域防災計画書</td><td>市町村役場</td><td>ヒアリング (地域防災計画書確認)</td></tr> <tr> <td>③伸縮計等の計測機器の設置状況</td><td>地質調査報告書 観測結果報告書</td><td>建設・砂防事務所</td><td></td></tr> <tr> <td>④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者</td><td>降雨量データ 観測所諸元表</td><td>建設・砂防事務所 市町村役場、気象台</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤基準雨量の設定状況</td><td>地域防災計画書等</td><td>市町村役場 土木部砂防課</td><td>ヒアリング</td></tr> <tr> <td>⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況</td><td>地域防災計画書等</td><td>建設・砂防事務所 土木部砂防課 市町村役場</td><td>ヒアリング (左記計画書内容確認)</td></tr> <tr> <td>⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造</td><td>地域防災計画書 防災マップ等</td><td>市町村役場</td><td>避難施設の建築構造は、現地確認又はヒアリング</td></tr> <tr> <td>⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況</td><td>—</td><td>市町村役場</td><td>ヒアリング</td></tr> <tr> <td>⑨防災訓練等の実施状況</td><td>記録簿等</td><td>市町村役場</td><td>ヒアリング</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 整理方法 とりまとめた調査結果は区域調書の様式に整理する。様式へのとりまとめにあたっては、1回目の基礎調査では市町村ごとに整理し、2回目以降の基礎調査では、危害のおそれのある土地等の区域ごとに整理する。</p>	調査項目	資料名	収集先(参考)	備考	①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無	地域防災計画書	市町村役場	2回目以降の調査で対象	②自主防災組織等の有無	地域防災計画書	市町村役場	ヒアリング (地域防災計画書確認)	③伸縮計等の計測機器の設置状況	地質調査報告書 観測結果報告書	建設・砂防事務所		④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者	降雨量データ 観測所諸元表	建設・砂防事務所 市町村役場、気象台		⑤基準雨量の設定状況	地域防災計画書等	市町村役場 土木部砂防課	ヒアリング	⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況	地域防災計画書等	建設・砂防事務所 土木部砂防課 市町村役場	ヒアリング (左記計画書内容確認)	⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造	地域防災計画書 防災マップ等	市町村役場	避難施設の建築構造は、現地確認又はヒアリング	⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況	—	市町村役場	ヒアリング	⑨防災訓練等の実施状況	記録簿等	市町村役場	ヒアリング	<p style="text-align: center;">表III-5 警戒避難体制に関する資料とその収集先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th><th>資料名</th><th>収集先(参考)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無</td><td>地域防災計画書</td><td>市町村役場</td><td>2回目以降の調査で対象</td></tr> <tr> <td>②自主防災組織等の有無</td><td>地域防災計画書</td><td>市町村役場</td><td>ヒアリング (地域防災計画書確認)</td></tr> <tr> <td>③伸縮計等の計測機器の設置状況</td><td>地質調査報告書 観測結果報告書</td><td>建設・砂防事務所</td><td></td></tr> <tr> <td>④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者</td><td>降雨量データ 観測所諸元表</td><td>建設・砂防事務所 市町村役場、気象台</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤基準雨量の設定状況</td><td>地域防災計画書等</td><td>市町村役場 建設部砂防課</td><td>ヒアリング</td></tr> <tr> <td>⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況</td><td>地域防災計画書等</td><td>建設・砂防事務所 建設部砂防課 市町村役場</td><td>ヒアリング (左記計画書内容確認)</td></tr> <tr> <td>⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造</td><td>地域防災計画書 防災マップ等</td><td>市町村役場</td><td>避難施設の建築構造は、現地確認又はヒアリング</td></tr> <tr> <td>⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況</td><td>—</td><td>市町村役場</td><td>ヒアリング</td></tr> <tr> <td>⑨防災訓練等の実施状況</td><td>記録簿等</td><td>市町村役場</td><td>ヒアリング</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 整理方法 とりまとめた調査結果は区域調書の様式に整理する。様式へのとりまとめにあたっては、1回目の基礎調査では市町村ごとに整理し、2回目以降の基礎調査では、危害のおそれのある土地等の区域ごとに整理する。</p>	調査項目	資料名	収集先(参考)	備考	①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無	地域防災計画書	市町村役場	2回目以降の調査で対象	②自主防災組織等の有無	地域防災計画書	市町村役場	ヒアリング (地域防災計画書確認)	③伸縮計等の計測機器の設置状況	地質調査報告書 観測結果報告書	建設・砂防事務所		④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者	降雨量データ 観測所諸元表	建設・砂防事務所 市町村役場、気象台		⑤基準雨量の設定状況	地域防災計画書等	市町村役場 建設部砂防課	ヒアリング	⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況	地域防災計画書等	建設・砂防事務所 建設部砂防課 市町村役場	ヒアリング (左記計画書内容確認)	⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造	地域防災計画書 防災マップ等	市町村役場	避難施設の建築構造は、現地確認又はヒアリング	⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況	—	市町村役場	ヒアリング	⑨防災訓練等の実施状況	記録簿等	市町村役場	ヒアリング
調査項目	資料名	収集先(参考)	備考																																																																														
①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無	地域防災計画書	市町村役場	2回目以降の調査で対象																																																																														
②自主防災組織等の有無	地域防災計画書	市町村役場	ヒアリング (地域防災計画書確認)																																																																														
③伸縮計等の計測機器の設置状況	地質調査報告書 観測結果報告書	建設・砂防事務所																																																																															
④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者	降雨量データ 観測所諸元表	建設・砂防事務所 市町村役場、気象台																																																																															
⑤基準雨量の設定状況	地域防災計画書等	市町村役場 土木部砂防課	ヒアリング																																																																														
⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況	地域防災計画書等	建設・砂防事務所 土木部砂防課 市町村役場	ヒアリング (左記計画書内容確認)																																																																														
⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造	地域防災計画書 防災マップ等	市町村役場	避難施設の建築構造は、現地確認又はヒアリング																																																																														
⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況	—	市町村役場	ヒアリング																																																																														
⑨防災訓練等の実施状況	記録簿等	市町村役場	ヒアリング																																																																														
調査項目	資料名	収集先(参考)	備考																																																																														
①警戒区域・特別警戒区域の地域防災計画への記載の有無	地域防災計画書	市町村役場	2回目以降の調査で対象																																																																														
②自主防災組織等の有無	地域防災計画書	市町村役場	ヒアリング (地域防災計画書確認)																																																																														
③伸縮計等の計測機器の設置状況	地質調査報告書 観測結果報告書	建設・砂防事務所																																																																															
④最寄りに設置してある雨量計の位置・管理者	降雨量データ 観測所諸元表	建設・砂防事務所 市町村役場、気象台																																																																															
⑤基準雨量の設定状況	地域防災計画書等	市町村役場 建設部砂防課	ヒアリング																																																																														
⑥雨量情報、災害発生の予報、被災情報等を伝達するシステムの整備状況	地域防災計画書等	建設・砂防事務所 建設部砂防課 市町村役場	ヒアリング (左記計画書内容確認)																																																																														
⑦避難路の設定状況、避難場所の位置・建築構造	地域防災計画書 防災マップ等	市町村役場	避難施設の建築構造は、現地確認又はヒアリング																																																																														
⑧防災マップの配布等住民への防災知識・情報の周知状況	—	市町村役場	ヒアリング																																																																														
⑨防災訓練等の実施状況	記録簿等	市町村役場	ヒアリング																																																																														

旧	新																																																																																											
<p>(3) 調査方法</p> <p>表III-7に示す収集先を参考に、各種法指定区域の範囲が図示された、出来るだけ大縮尺の図面を収集し、最新の法指定区域を把握する。</p> <p>表III-7 土砂災害防止法に関する諸法令と収集先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法指定区域</th> <th>資料名</th> <th>収集先 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防指定地 (砂防法)</td> <td>管内図、砂防指定地図</td> <td rowspan="3">県土木部</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域 (地すべり等防止法)</td> <td>地すべり防止区域台帳</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域建設・砂防事務所台帳</td> </tr> <tr> <td>保安林 (森林法)</td> <td>○○管内保安林位置図 土地利用基本計画図</td> <td rowspan="2">県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局</td> </tr> <tr> <td>保安施設地区 (森林法)</td> <td>ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域 (建築基準法)</td> <td>ヒアリング</td> <td rowspan="2">県住宅部、地方事務所 市町村建築担当部局</td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口集中地区 (統計法)</td> <td>国勢調査結果報告書 都市計画図 用途区域図等</td> <td rowspan="5">市町村都市計画担当部局</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域 (都市計画法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化区域・市街化調整区域 (都市計画法)</td> <td>都市計画図</td> </tr> <tr> <td>風致地区 (都市計画法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過疎地域 (過疎地域振興特別措置法)</td> <td>ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>特定地域 (総合保養地域整備法)</td> <td></td> <td rowspan="7">県総務部 市町村総務担当部局</td> </tr> <tr> <td>国立公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国定公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑地保全地区 (都市緑地保全法)</td> <td>土地利用基本計画図等</td> </tr> <tr> <td>原生自然環境保全地域 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)</td> <td>県生活環境部 市町村環境担当部局</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域特別地区 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 調査方法</p> <p>表III-7に示す収集先を参考に、各種法指定区域の範囲が図示された、出来るだけ大縮尺の図面を収集し、最新の法指定区域を把握する。</p> <p>表III-7 土砂災害防止法に関する諸法令と収集先</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法指定区域</th> <th>資料名</th> <th>収集先 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防指定地 (砂防法)</td> <td>管内図、砂防指定地図</td> <td rowspan="3">県建設部</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止区域 (地すべり等防止法)</td> <td>地すべり防止区域台帳</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域建設・砂防事務所台帳</td> </tr> <tr> <td>保安林 (森林法)</td> <td>○○管内保安林位置図 土地利用基本計画図</td> <td rowspan="2">県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局</td> </tr> <tr> <td>保安施設地区 (森林法)</td> <td>ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域 (建築基準法)</td> <td>ヒアリング</td> <td rowspan="2">県住宅部、地方事務所 市町村建築担当部局</td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口集中地区 (統計法)</td> <td>国勢調査結果報告書 都市計画図 用途区域図等</td> <td rowspan="5">市町村都市計画担当部局</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域 (都市計画法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化区域・市街化調整区域 (都市計画法)</td> <td>都市計画図</td> </tr> <tr> <td>風致地区 (都市計画法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過疎地域 (過疎地域振興特別措置法)</td> <td>ヒアリング</td> </tr> <tr> <td>特定地域 (総合保養地域整備法)</td> <td></td> <td rowspan="7">県総務部 市町村総務担当部局</td> </tr> <tr> <td>国立公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国定公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緑地保全地区 (都市緑地保全法)</td> <td>土地利用基本計画図等</td> </tr> <tr> <td>原生自然環境保全地域 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)</td> <td>県生活環境部 市町村環境担当部局</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域特別地区 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法指定区域	資料名	収集先 (参考)	砂防指定地 (砂防法)	管内図、砂防指定地図	県土木部	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	地すべり防止区域台帳	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域建設・砂防事務所台帳	保安林 (森林法)	○○管内保安林位置図 土地利用基本計画図	県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局	保安施設地区 (森林法)	ヒアリング	災害危険区域 (建築基準法)	ヒアリング	県住宅部、地方事務所 市町村建築担当部局	宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)		人口集中地区 (統計法)	国勢調査結果報告書 都市計画図 用途区域図等	市町村都市計画担当部局	都市計画区域 (都市計画法)		市街化区域・市街化調整区域 (都市計画法)	都市計画図	風致地区 (都市計画法)		過疎地域 (過疎地域振興特別措置法)	ヒアリング	特定地域 (総合保養地域整備法)		県総務部 市町村総務担当部局	国立公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)		国定公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)		都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)		緑地保全地区 (都市緑地保全法)	土地利用基本計画図等	原生自然環境保全地域 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)	県生活環境部 市町村環境担当部局	自然環境保全地域特別地区 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)		法指定区域	資料名	収集先 (参考)	砂防指定地 (砂防法)	管内図、砂防指定地図	県建設部	地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	地すべり防止区域台帳	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域建設・砂防事務所台帳	保安林 (森林法)	○○管内保安林位置図 土地利用基本計画図	県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局	保安施設地区 (森林法)	ヒアリング	災害危険区域 (建築基準法)	ヒアリング	県住宅部、地方事務所 市町村建築担当部局	宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)		人口集中地区 (統計法)	国勢調査結果報告書 都市計画図 用途区域図等	市町村都市計画担当部局	都市計画区域 (都市計画法)		市街化区域・市街化調整区域 (都市計画法)	都市計画図	風致地区 (都市計画法)		過疎地域 (過疎地域振興特別措置法)	ヒアリング	特定地域 (総合保養地域整備法)		県総務部 市町村総務担当部局	国立公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)		国定公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)		都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)		緑地保全地区 (都市緑地保全法)	土地利用基本計画図等	原生自然環境保全地域 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)	県生活環境部 市町村環境担当部局	自然環境保全地域特別地区 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)	
法指定区域	資料名	収集先 (参考)																																																																																										
砂防指定地 (砂防法)	管内図、砂防指定地図	県土木部																																																																																										
地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	地すべり防止区域台帳																																																																																											
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域建設・砂防事務所台帳																																																																																											
保安林 (森林法)	○○管内保安林位置図 土地利用基本計画図	県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局																																																																																										
保安施設地区 (森林法)	ヒアリング																																																																																											
災害危険区域 (建築基準法)	ヒアリング	県住宅部、地方事務所 市町村建築担当部局																																																																																										
宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)																																																																																												
人口集中地区 (統計法)	国勢調査結果報告書 都市計画図 用途区域図等	市町村都市計画担当部局																																																																																										
都市計画区域 (都市計画法)																																																																																												
市街化区域・市街化調整区域 (都市計画法)	都市計画図																																																																																											
風致地区 (都市計画法)																																																																																												
過疎地域 (過疎地域振興特別措置法)	ヒアリング																																																																																											
特定地域 (総合保養地域整備法)		県総務部 市町村総務担当部局																																																																																										
国立公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)																																																																																												
国定公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)																																																																																												
都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)																																																																																												
緑地保全地区 (都市緑地保全法)	土地利用基本計画図等																																																																																											
原生自然環境保全地域 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)	県生活環境部 市町村環境担当部局																																																																																											
自然環境保全地域特別地区 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)																																																																																												
法指定区域	資料名	収集先 (参考)																																																																																										
砂防指定地 (砂防法)	管内図、砂防指定地図	県建設部																																																																																										
地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	地すべり防止区域台帳																																																																																											
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊の防止に関する法律)	急傾斜地崩壊危険区域建設・砂防事務所台帳																																																																																											
保安林 (森林法)	○○管内保安林位置図 土地利用基本計画図	県林務部、地方事務所 市町村農政担当部局																																																																																										
保安施設地区 (森林法)	ヒアリング																																																																																											
災害危険区域 (建築基準法)	ヒアリング	県住宅部、地方事務所 市町村建築担当部局																																																																																										
宅地造成工事規制区域 (宅地造成等規制法)																																																																																												
人口集中地区 (統計法)	国勢調査結果報告書 都市計画図 用途区域図等	市町村都市計画担当部局																																																																																										
都市計画区域 (都市計画法)																																																																																												
市街化区域・市街化調整区域 (都市計画法)	都市計画図																																																																																											
風致地区 (都市計画法)																																																																																												
過疎地域 (過疎地域振興特別措置法)	ヒアリング																																																																																											
特定地域 (総合保養地域整備法)		県総務部 市町村総務担当部局																																																																																										
国立公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)																																																																																												
国定公園特別保護地区及び特別地域 (自然公園法)																																																																																												
都道府県立自然公園特別保護地区及び特別地域 (長野県立自然公園条例)																																																																																												
緑地保全地区 (都市緑地保全法)	土地利用基本計画図等																																																																																											
原生自然環境保全地域 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)	県生活環境部 市町村環境担当部局																																																																																											
自然環境保全地域特別地区 (自然環境保全法、長野県立自然環境保全条例)																																																																																												

旧	新
	<p style="text-align: center;">IV編 概略調査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「概略調査」とは、基礎調査の1回目が終了した後、おおむね5年ごとに、既指定の危害のある土地及び新たな危害のある土地の地形や土地利用状況等の比較し、詳細調査を行う必要のある箇所を抽出するための調査である。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>既指定の危害のある土地及び土砂災害が発生する可能性のある場所での地形の変更、新たな人家等の立地、災害の発生の等の比較調査により、危害のある土地等の区域の変更および新規に区域指定を行う必要のある箇所を抽出する。</p> <p>1. 既指定の危害のある土地の再調査</p> <p>1. 1 地形や災害発生箇所、人家等の比較調査</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料収集したデータを基に既指定区域に影響を与える可能性のある地形の変更、災害発生、人家等の比較調査を行う。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>1. 1. 1 地形の比較調査</p> <p>前回の基礎調査時に指定された危害のある土地の既存区域図と区域設定以降に整備された3次元地図(DM)や航空レーザ測量データ(LP)、オルソフォトマップ等を比較して地形判読を行い、宅地造成や公共事業、土砂災害等による地形の変更を確認する。また、航空レーザ測量データ等の等高線から区域内の地滑り地形を呈している箇所、または地滑りの兆候が認められる箇所の確認を行う。(地滑りの地形条件は、II. 2. 3. 1 「地形条件」を参照) 机上で比較した結果および比較図を概略様式1-1、1-2にとりまとめる。</p> <p>机上調査において地形の変更の可能性がある箇所については現地調査を行う。現地において、地すべり地の亀裂、段差地形等危害のある土地等への影響や人家等の状況等を把握するとともに、区域調書と現況を比較し、地形の変更が確認された箇所にポール等を立て、周辺状況を含めた写真撮影を行う。</p> <p>調査結果により、危害のある土地に影響を与える地形の変化が認められた場合、または地滑りの兆候が認められた場合には詳細調査を行う。</p> <p>調査結果については、危害のある土地への影響の有無にかかわらず、様式5-1、様式5-2にとりまとめる。</p>

旧	新
	<p>1. 1. 2 災害発生箇所の調査 前回の基礎調査時以降における災害発生箇所についてを災害履歴等の資料を収集し、調査結果を概略様式3-1、3-2にとりまとめる。 調査の手順は、II. 1. 1. 2「資料調査」を参照。</p> <p>1. 1. 3 人家等の比較調査 前回の基礎調査時以降における人家等の増減について、既存区域図と区域設定以降に整備された3次元地図(DM)やオルソフォトマップ等を比較し、人家等の増減について調査を行う。机上で比較した結果および比較図を概略様式1-1、1-2にとりまとめる。 机上調査において人家等の増減が確認された箇所については現地調査を行い、調査結果を概略様式5-1、5-2にとりまとめる。 また、人家等の定義は、I. 2. 3「調査対象箇所の抽出条件」を参照。</p>

旧	新
	<p>1. 2 危害のおそれのある土地等の再調査</p> <p>1. 2. 1 世帯数及び人家戸数調査 前回の基礎調査時以降において、世帯数及び人家戸数調査に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-1、3-2にとりまとめるものとする。 調査の手順は、III. 2「世帯数及び人家戸数調査」を参照。</p> <p>1. 2. 2 公共施設等の状況調査 前回の基礎調査時以降において、公共施設等の状況に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-1、3-2にとりまとめるものとする。 調査の手順は、III. 3「公共施設等の状況調査（机上）」を参照。</p> <p>1. 2. 3 警戒避難体制に関する調査 前回の基礎調査時以降において、警戒避難体制に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-1、3-2にとりまとめるものとする。 調査の手順は、III. 4「警戒避難体制に関する調査（机上）」を参照。</p> <p>1. 2. 4 関係法令の指定状況の調査 前回の基礎調査時以降において、関係法令の指定状況に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-4にとりまとめるものとする。 調査の手順は、III. 5「関係法令の指定状況の調査（机上）」を参照。</p> <p>1. 2. 5 宅地開発の状況及び建築の動向調査 前回の基礎調査時以降において、宅地開発の状況及び建築の動向に変化があった場合、調査結果を区域調書の様式3-6にとりまとめるものとする。 調査の手順は、III. 6「宅地開発の状況及び建築の動向調査（机上）」を参照。</p>

旧	新
	<p>2. 新たな危害のおそれのある土地の調査</p> <p>2.1 災害発生箇所、人家等の調査</p> <p>2. 1. 1 災害発生箇所の調査</p> <p>災害発生箇所について災害履歴等の資料を収集し、調査結果を概略様式 3-1、3-2 にとりまとめる。</p> <p>調査手順は、II. 1. 1. 2 「資料調査」を参照。</p> <p>2. 1. 2 新たな人家等の立地調査</p> <p>前回の基礎調査時に指定されている危害のおそれのある土地区域外において、区域設定以降に整備された3次元地図(DM)や航空レーザ測量データ(LP)、オルソフォトマップ等を基に新たな人家等の立地の調査を行い、調査結果および比較図を概略様式 1-1、1-2 にとりまとめる。</p> <p>現地調査により、地すべり地形をしている箇所で新たな人家等の立地が認められる場合、調査結果を概略調査の5-1、5-2 にとりまとめる。</p> <p>人家等の立地状況が危害のおそれのある土地の設定に影響を与える場合、詳細調査を行う。</p>

旧	新																								
<p>IV編 調査結果の整理 基礎調査・調書作成要領（地滑り）</p> <p>注1 「手引き」は、「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（地滑り編） 財団法人砂防フロンティア整備機構 刊」 注2 「マニュアル」は、「土砂災害防止に関する基礎調査技術基準（案）（地滑り編） 長野県土木部砂防課 刊」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式名</th><th>調書作成要領</th><th>マニュアル対応ページ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項</td><td>入力部分は原則として青色とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>表紙 位置、位置図</td><td> <p>(1)箇所番号 箇所番号は「J+事務所番号+市町村番号下3桁+通し番号」を記入する（別表1を参照）。 例：J14-484-004 ただし様式3（3-6を除く）及び様式4については、地滑り区域の番号として「地滑り区域名」と同様のアルファベットを、通し番号の末尾に付ける。以下同じ。 例：J14-484-004A</p> <p>(2)箇所名 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等、新規抽出箇所の呼称を記入する。原則として既往調査による呼称とする。以下同じ。 例：米山</p> <p>(3)所在地 調査対象箇所の所在地の郡、市町村、大字名を記入する。以下同じ。</p> <p>(4)調査機関 土砂災害防止に関する基礎調査を発注した事務所名を記入する。</p> <p>(5)位置図（左側） 広域を示す1/200,000程度の図面を用いる。</p> <p>(6)位置図（右側） 1/25,000以上の縮尺図面で、既往調査等の箇所範囲が記入されたものを用いる。</p> </td><td></td></tr> <tr> <td>様式O 調査理由及び調査関係者リスト</td><td>(1)地滑りの位置 「地滑り区域名」は、設定した地滑り区域名を記入する。区域名は、箇所名A、箇所名B、…のように調査対象箇所名の末尾にアルファベットを付けて表示する。以下同じ。（地滑り区域はマニュアルp.地-29のとおり） なお、箇所番号と区域名のアルファベットは同じものとする。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ	共通事項	入力部分は原則として青色とする。		表紙 位置、位置図	<p>(1)箇所番号 箇所番号は「J+事務所番号+市町村番号下3桁+通し番号」を記入する（別表1を参照）。 例：J14-484-004 ただし様式3（3-6を除く）及び様式4については、地滑り区域の番号として「地滑り区域名」と同様のアルファベットを、通し番号の末尾に付ける。以下同じ。 例：J14-484-004A</p> <p>(2)箇所名 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等、新規抽出箇所の呼称を記入する。原則として既往調査による呼称とする。以下同じ。 例：米山</p> <p>(3)所在地 調査対象箇所の所在地の郡、市町村、大字名を記入する。以下同じ。</p> <p>(4)調査機関 土砂災害防止に関する基礎調査を発注した事務所名を記入する。</p> <p>(5)位置図（左側） 広域を示す1/200,000程度の図面を用いる。</p> <p>(6)位置図（右側） 1/25,000以上の縮尺図面で、既往調査等の箇所範囲が記入されたものを用いる。</p>		様式O 調査理由及び調査関係者リスト	(1)地滑りの位置 「地滑り区域名」は、設定した地滑り区域名を記入する。区域名は、箇所名A、箇所名B、…のように調査対象箇所名の末尾にアルファベットを付けて表示する。以下同じ。（地滑り区域はマニュアルp.地-29のとおり） なお、箇所番号と区域名のアルファベットは同じものとする。		<p>V編 調査結果の整理 基礎調査・調書作成要領（地滑り）</p> <p>注1 「手引き」は、「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（地滑り編） 財団法人砂防フロンティア整備機構 刊」 注2 「マニュアル」は、「土砂災害防止に関する基礎調査技術基準（案）（地滑り編） 長野県建設部砂防課 刊」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>様式名</th><th>調書作成要領</th><th>マニュアル対応ページ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項</td><td>入力部分は原則として青色とする。</td><td></td></tr> <tr> <td>表紙 位置、位置図</td><td> <p>(1)箇所番号 箇所番号は「J+事務所番号+市町村番号下3桁+通し番号」を記入する（別表1を参照）。 例：J14484004 ただし様式3（3-5を除く）及び様式4については、地滑り区域の番号として「地滑り区域名」と同様のアルファベットを、通し番号の末尾に付ける。以下同じ。 例：J14484004A</p> <p>(2)箇所名 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等、新規抽出箇所の呼称を記入する。原則として既往調査による呼称とする。以下同じ。 例：米山</p> <p>(3)所在地 調査対象箇所の所在地の郡、市町村、大字名を記入する。以下同じ。</p> <p>(4)調査機関 土砂災害防止に関する基礎調査を発注した事務所名を記入する。</p> <p>(5)位置図（左側） 広域を示す1/200,000程度の図面を用いる。</p> <p>(6)位置図（右側） 1/25,000以上の縮尺図面で、既往調査等の箇所範囲が記入されたものを用いる。</p> </td><td></td></tr> <tr> <td>様式O 調査理由及び調査関係者リスト</td><td>(1)地滑りの位置 「地滑り区域名」は、設定した地滑り区域名を記入する。区域名は、箇所名A、箇所名B、…のように調査対象箇所名の末尾にアルファベットを付けて表示する。以下同じ。（地滑り区域はマニュアルp.地-29のとおり） なお、箇所番号と区域名のアルファベットは同じものとする。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ	共通事項	入力部分は原則として青色とする。		表紙 位置、位置図	<p>(1)箇所番号 箇所番号は「J+事務所番号+市町村番号下3桁+通し番号」を記入する（別表1を参照）。 例：J14484004 ただし様式3（3-5を除く）及び様式4については、地滑り区域の番号として「地滑り区域名」と同様のアルファベットを、通し番号の末尾に付ける。以下同じ。 例：J14484004A</p> <p>(2)箇所名 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等、新規抽出箇所の呼称を記入する。原則として既往調査による呼称とする。以下同じ。 例：米山</p> <p>(3)所在地 調査対象箇所の所在地の郡、市町村、大字名を記入する。以下同じ。</p> <p>(4)調査機関 土砂災害防止に関する基礎調査を発注した事務所名を記入する。</p> <p>(5)位置図（左側） 広域を示す1/200,000程度の図面を用いる。</p> <p>(6)位置図（右側） 1/25,000以上の縮尺図面で、既往調査等の箇所範囲が記入されたものを用いる。</p>		様式O 調査理由及び調査関係者リスト	(1)地滑りの位置 「地滑り区域名」は、設定した地滑り区域名を記入する。区域名は、箇所名A、箇所名B、…のように調査対象箇所名の末尾にアルファベットを付けて表示する。以下同じ。（地滑り区域はマニュアルp.地-29のとおり） なお、箇所番号と区域名のアルファベットは同じものとする。	
様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ																							
共通事項	入力部分は原則として青色とする。																								
表紙 位置、位置図	<p>(1)箇所番号 箇所番号は「J+事務所番号+市町村番号下3桁+通し番号」を記入する（別表1を参照）。 例：J14-484-004 ただし様式3（3-6を除く）及び様式4については、地滑り区域の番号として「地滑り区域名」と同様のアルファベットを、通し番号の末尾に付ける。以下同じ。 例：J14-484-004A</p> <p>(2)箇所名 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等、新規抽出箇所の呼称を記入する。原則として既往調査による呼称とする。以下同じ。 例：米山</p> <p>(3)所在地 調査対象箇所の所在地の郡、市町村、大字名を記入する。以下同じ。</p> <p>(4)調査機関 土砂災害防止に関する基礎調査を発注した事務所名を記入する。</p> <p>(5)位置図（左側） 広域を示す1/200,000程度の図面を用いる。</p> <p>(6)位置図（右側） 1/25,000以上の縮尺図面で、既往調査等の箇所範囲が記入されたものを用いる。</p>																								
様式O 調査理由及び調査関係者リスト	(1)地滑りの位置 「地滑り区域名」は、設定した地滑り区域名を記入する。区域名は、箇所名A、箇所名B、…のように調査対象箇所名の末尾にアルファベットを付けて表示する。以下同じ。（地滑り区域はマニュアルp.地-29のとおり） なお、箇所番号と区域名のアルファベットは同じものとする。																								
様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ																							
共通事項	入力部分は原則として青色とする。																								
表紙 位置、位置図	<p>(1)箇所番号 箇所番号は「J+事務所番号+市町村番号下3桁+通し番号」を記入する（別表1を参照）。 例：J14484004 ただし様式3（3-5を除く）及び様式4については、地滑り区域の番号として「地滑り区域名」と同様のアルファベットを、通し番号の末尾に付ける。以下同じ。 例：J14484004A</p> <p>(2)箇所名 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等、新規抽出箇所の呼称を記入する。原則として既往調査による呼称とする。以下同じ。 例：米山</p> <p>(3)所在地 調査対象箇所の所在地の郡、市町村、大字名を記入する。以下同じ。</p> <p>(4)調査機関 土砂災害防止に関する基礎調査を発注した事務所名を記入する。</p> <p>(5)位置図（左側） 広域を示す1/200,000程度の図面を用いる。</p> <p>(6)位置図（右側） 1/25,000以上の縮尺図面で、既往調査等の箇所範囲が記入されたものを用いる。</p>																								
様式O 調査理由及び調査関係者リスト	(1)地滑りの位置 「地滑り区域名」は、設定した地滑り区域名を記入する。区域名は、箇所名A、箇所名B、…のように調査対象箇所名の末尾にアルファベットを付けて表示する。以下同じ。（地滑り区域はマニュアルp.地-29のとおり） なお、箇所番号と区域名のアルファベットは同じものとする。																								

旧			新		
様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ	様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ
	<p>これらの記入内容は、様式 3 (3-6 を除く) 及び様式 4 において同様である。 例：米山 A</p> <p>(2) 調査年月日 長野県との契約工期の年月日を記入する。</p> <p>(3) 調査理由 調査の理由を記入する。</p> <p>(4) 役割\項目 「監督員」は、長野県『設計業務共通仕様書 共通編』3-1-5に規定する監督員の氏名等を記入する。 調査担当者は、長野県『設計業務共通仕様書 共通編』3-1-6に規定する「管理技術者」、同 3-1-7 に規定する「照査技術者」、担当者は受注者の基礎調査担当者について氏名等を記入する。 ※様式 0 は、複数の地滑り区域について一枚に記載してよい。ただし、理由、関係者等記載内容が同一の場合に限る。</p>			<p>これらの記入内容は、様式 3 (3-5 を除く) 及び様式 4 において同様である。 例：米山 A</p> <p>(2) 調査年月日 長野県との契約工期の年月日を記入する。</p> <p>(3) 調査理由 調査の理由を記入する。</p> <p>(4) 役割\項目 「監督員」は、長野県『設計業務共通仕様書 共通編』3-1-5に規定する監督員の氏名等を記入する。 調査担当者は、長野県『設計業務共通仕様書 共通編』3-1-6に規定する「管理技術者」、同 3-1-7 に規定する「照査技術者」、担当者は受注者の基礎調査担当者について氏名等を記入する。 ※様式 0 は、複数の地滑り区域について一枚に記載してよい。ただし、理由、関係者等記載内容が同一の場合に限る。</p>	
様式 1-1 公示履歴等	<p>(1) 公示履歴 すでに公示が実施されている場合に記入する。 地滑り区域は公示済みの箇所番号を記入する。</p> <p>(2) 基礎調査履歴 基礎調査の実施履歴について、回数、調査年月、理由を記入する。</p> <p>(3) 地すべり防止区域 地すべり防止区域の指定状況について、指定年月日、告示番号、区域名称、指定面積、所管を記入する。所管は国土交通省、農林水産省、林野庁のいづれかを記入する。</p> <p>(4) 地すべり危険箇所・危険地区・危険地 既往点検調査結果等に基づき、箇所番号、箇所名、箇所区分、箇所面積、所管((3)と同様)を記入する。箇所区分は地すべり危険箇所、地すべり危険地区、地すべり危険地のうち該当するものを記入する。</p> <p>(5) 砂防基盤図 基礎調査に使用する砂防基盤図（3次元地図=DM）について、写真撮影年度、図化年度、種類、縮尺、新規・修正の区分、準拠している『土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン(案)』の版名を記入する。</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域等の重複 土砂災害防止法における他現象の区域が重複している場合に、箇所番号、箇所名、自然現象の種類、種類（土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域）、公示年月について記入する。</p>	P 地-4	様式 1-1 公示履歴等	<p>(1) 公示履歴 すでに公示が実施されている場合に記入する。 地滑り区域は公示済みの箇所番号を記入する。</p> <p>(2) 基礎調査履歴 基礎調査の実施履歴について、回数、調査年月、理由を記入する。</p> <p>(3) 地すべり防止区域 地すべり防止区域の指定状況について、指定年月日、告示番号、区域名称、指定面積、所管を記入する。所管は国土交通省、農林水産省、林野庁のいづれかを記入する。</p> <p>(4) 地すべり危険箇所・危険地区・危険地 既往点検調査結果等に基づき、箇所番号、箇所名、箇所区分、箇所面積、所管((3)と同様)を記入する。箇所区分は地すべり危険箇所、地すべり危険地区、地すべり危険地のうち該当するものを記入する。</p> <p>(5) 砂防基盤図 基礎調査に使用する砂防基盤図（3次元地図=DM）について、写真撮影年度、図化年度、種類、縮尺、新規・修正の区分、準拠している『土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン(案)』の版名を記入する。</p> <p>(6) 土砂災害警戒区域等の重複 土砂災害防止法における他現象の区域が重複している場合に、箇所番号、箇所名、自然現象の種類、種類（土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域）、公示年月について記入する。</p>	P 地-7 P 地-7

旧			新		
様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ	様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ
様式2-1(1) 地形・地質状況等	<p>本様式は地滑り区域毎に作成する。 抽出した地滑りブロック名は、a、b、…のようにアルファベット小文字で番号を記入する。なお、既往調査のブロック番号も記入する。 例：a</p> <p>(1)資料調査結果 調査・観測、対策施設、災害履歴についての資料調査結果を記入する。 「ボーリング調査」「動態観測」の実施については、①有、②無のいずれかを記入する。「有」の場合、「動態観測の種類」に、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。 ①伸縮計、②パイプ歪計、③孔内傾斜計、④地盤傾斜計 ⑤移動杭、⑥その他（ ）</p> <p>「動態観測による変動状況」は、上記の観測機器で基礎調査時点から遡って1年以内に累積変動が確認されている場合、その観測の種類と累積変動量を記入する。 例：伸縮計 1mm/月、パイプ歪計 300μs/月</p> <p>「対策施設」は、対策工事の実施について①有 ②無のいずれかを記入する。「有」の場合、「対策施設の種類」に以下のいずれかを記入する（複数回答可）。 ①杭工、②シャフト工、③アンカー工、④横ボーリング工、 ⑤集水井工、⑥排水トンネル工、⑦明渠工、⑧暗渠工、 ⑨水路工、⑩排土工、⑪押え盛土工、⑫その他（ ）</p> <p>「災害履歴」は、過去における災害発生について①有、②無のいずれかを記入する。「有」の場合、「災害状況」に災害状況を簡単に記載する。 例：平成3年6月に地滑りブロック末端部において小規模な崩壊が発生した。</p> <p>(2)地形調査・現地調査結果（地滑りブロックの明瞭性・滑動性に関する事項） 「地滑り地形の明瞭性」は、地滑りブロックの頭部、側方部（右側・左側）、末端部について、①明瞭、②不明瞭のいずれかを記入する。 なお、地滑りブロックの側方部は、下方斜面（地滑り末端部）から見て右側、左側とする。</p> <p>「地滑りブロックの明瞭性に関する事項」は、地滑りブロックの頭部、側方部（右側・左側）、末端部について、以下の項目の「有無」を「判定欄」に記入する。なお、段差地形とは滑落崖や側方崖の前後や内部に生じた段差を、示すものとする。 <頭部> 滑落崖、陥没・凹地、段差地形、その他（ ） <側方部（右側・左側）> 側方崖、ガリー・浸食谷、段差地形、その他（ ）</p>	P 地-29 P 地-16～17	様式2-1 地滑り区域の特定図	<p>様式4-1で統合した地滑りブロックを地滑り区域として、3次元地図（DM）に凡例に従い地滑り区域設定図を作成し様式の左側に添付する。また、地滑りの移動方向を設定した根拠図を作成し様式の右側に添付し根拠となつた事項を記入する。</p> <p>地滑り方向は「矢印」で表示し、地滑り区域末端位置については、「確定」の場合、「実線」、「推定」の場合、「破線」で表示する。 なお、地滑り区域の末端（接点P・P'）・上下端の端点の計4点を丸印で示し、長さ（L）、幅（W）についても表示する。</p> <p>他に「箇所番号」は、通し番号の末尾にアルファベットを付けて記入する。 例：J14585001A</p> <p>「ランク区分」は、様式4-1で統合した地滑り区域のランク区分を記入する。</p>	P 地-32～41
様式2-2(1) 地形・地質状況等	<p>本様式は地滑り区域毎に作成する。 抽出した地滑りブロック名は、a、b、…のようにアルファベット小文字で番号を記入する。なお、既往調査のブロック番号も記入する。 例：a</p> <p>(1)資料調査結果 調査・観測、対策施設、災害履歴についての資料調査結果を記入する。 「ボーリング調査」「動態観測」の実施については、①有、②無のいずれかを記入する。「有」の場合、「動態観測の種類」に、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。 ①伸縮計、②パイプ歪計、③孔内傾斜計、④地盤傾斜計 ⑤移動杭、⑥その他（ ）</p> <p>「動態観測による変動状況」は、上記の観測機器で基礎調査時点から遡って1年以内に累積変動が確認されている場合、その観測の種類と累積変動量を記入する。 例：伸縮計 1mm/月、パイプ歪計 300μs/月</p> <p>「対策施設」は、対策工事の実施について①有 ②無のいずれかを記入する。「有」の場合、「対策施設の種類」に以下のいずれかを記入する（複数回答可）。 ①杭工、②シャフト工、③アンカー工、④横ボーリング工、 ⑤集水井工、⑥排水トンネル工、⑦明渠工、⑧暗渠工、⑨水路工、⑩排土工、⑪押え盛土工、⑫その他（ ）</p> <p>「災害履歴」は、過去における災害発生について①有、②無のいずれかを記入する。「有」の場合、「災害状況」に災害状況を簡単に記載する。 例：平成3年6月に地滑りブロック末端部において小規模な崩壊が発生した。</p>	P 地-31 P 地-19～20			

旧			新		
様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ	様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ
様式2-1(1) 地形・地質状況等	<p><末端部>末端隆起・押し出し地形、河川の異常屈曲、地形変換線（遷緩線）、その他（）</p> <p>「地滑りブロックの滑動性に関する事項」は、地滑りブロックの頭部、側方部（右側・左側）、末端部について、以下の項目の「有無」について判定欄に記入する。なお、「構造物等の変状」とは「対策施設を除く、擁壁、道路、建築物等の人工建築構造物の変状」を示す。</p> <p><頭部> 後背亀裂、引張亀裂、構造物等の変状、その他（）</p> <p><側方部（右側）・（左側）> 側方亀裂、側方崩壊、構造物等の変状、その他（）</p> <p><末端部> 隆起・押し出し現象、圧縮亀裂、構造物等の変状、その他（）</p> <p>「特記事項」は、変状の確認された構造物の種類や変状の程度等、地滑りブロックの滑動性を判定する上で重要な事項があれば記入する。</p> <p>「地滑りブロックの明瞭性の判定」は、地形調査及び現地調査結果を総合的に判断し、地滑りブロックの全体の輪郭（頭部・側方部）と末端部の明瞭性について、①確定できる、②確定できない のいずれかを記入する。</p> <p>なお、判定の基準は概ね以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全体の輪郭」の場合、頭部及び側方部（左右）のすべてにおいて、地形調査で地滑り地形が「明瞭」もしくは、現地調査で明瞭性を示す地滑り地形が1つでも確認された（「有」）場合は、「確定できる」と判定する。それ以外は「確定できない」と判定する。 「末端部」の場合、地形調査で「明瞭」または「不明瞭」でも、現地調査で明瞭性を示す地滑り地形である「末端隆起・押し出し地形」が確認された（「有」）場合は、「確定できる」と判定する。 <p>ただし、「河川の異常屈曲」や「地形変換線（遷緩線）」が確認された（「有」）場合でも、「末端隆起・押し出し地形」が確認されなければ、「確定できない」と判定する。</p> <p>なお、既往調査により末端部が確定されている場合は、「確定できる」と判定する。</p> <p>「判定の根拠」は、判定の根拠を簡単に記入する。 例：写真判読では不明瞭であるが、現地調査で頭部に滑落崖、側方部に段差地形、末端部には押し出し地形が確認された。</p>	P 地-26~28 P 地-30~32	様式2-2(1) 地形・地質状況等	<p>(2)地形調査・現地調査結果（地滑りブロックの明瞭性・滑動性に関する事項）</p> <p>「地滑り地形の明瞭性」は、地滑りブロックの頭部、側方部（右側・左側）、末端部について、①明瞭、②不明瞭のいずれかを記入する。</p> <p>なお、地滑りブロックの側方部は、下方斜面（地滑り末端部）から見て右側、左側とする。</p> <p>「地滑りブロックの明瞭性に関する事項」は、地滑りブロックの頭部、側方部（右側・左側）、末端部について、以下の項目の「有無」を「判定欄」に記入する。なお、段差地形とは滑落崖や側方崖の前後や内部に生じた段差を、示すものとする。</p> <p><頭部> 滑落崖、陥没・凹地、段差地形、その他（）</p> <p><側方部（右側）・（左側）> 側方崖、ガリー・浸食谷、段差地形、その他（）</p> <p><末端部>末端隆起・押し出し地形、河川の異常屈曲、地形変換線（遷緩線）、その他（）</p> <p>「地滑りブロックの滑動性に関する事項」は、地滑りブロックの頭部、側方部（右側・左側）、末端部について、以下の項目の「有無」について判定欄に記入する。なお、「構造物等の変状」とは「対策施設を除く、擁壁、道路、建築物等の人工建築構造物の変状」を示す。</p> <p><頭部> 後背亀裂、引張亀裂、構造物等の変状、その他（）</p> <p><側方部（右側）・（左側）> 側方亀裂、側方崩壊、構造物等の変状、その他（）</p> <p><末端部> 隆起・押し出し現象、圧縮亀裂、構造物等の変状、その他（）</p> <p>「特記事項」は、変状の確認された構造物の種類や変状の程度等、地滑りブロックの滑動性を判定する上で重要な事項があれば記入する。</p> <p>「地滑りブロックの明瞭性の判定」は、地形調査及び現地調査結果を総合的に判断し、地滑りブロックの全体の輪郭（頭部・側方部）と末端部の明瞭性について、①確定できる、②確定できない のいずれかを記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「全体の輪郭」の場合、頭部及び側方部（左右）のすべてにおいて、地形調査で地滑り地形が「明瞭」もしくは、現地調査で明瞭性を示す地滑り地形が1つでも確認された（「有」）場合は、「確定できる」と判定する。それ以外は「確定できない」と判定する。 	P 地-21~28 P 地-29~31 P 地-29~31 P 地-33~35

旧			新		
様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ	様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ
様式2-1(1) 地形・地質状況等	<p>「地滑りブロックの滑動性の判定」は、現地調査結果を総合的に判断し、地滑りブロックの滑動性について、以下のいずれかを記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①滑動が確認できる、②滑動が確認できない <p>なお、判定の基準は概ね以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地滑りブロック全体（頭部・側方部（左右）・末端部）に滑動性を示す変動現象が確認された（「有」）場合。 ②動態観測で以下の累積変動が認められる場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・伸縮計による観測（基礎調査時点）で1mm／日以上の累積変動が連続5日以上継続して観測された場合。 ・パイプ歪計による観測（基礎調査時点から遡って）で1,000μストレイン／月以上の累積変動が観測された場合。 <p>上記①、②の何れも満足する場合のみ、「滑動が確定できる」と判定する。それ以外は、「滑動が確定できない」と判定する。</p> <p>ただし、現地調査で地滑りブロック全体に地滑り滑動の徴候が認められる場合で、動態観測が実施されていない場合は、調書に「滑動が確認できない」と記入するが、必ず監督員と協議することとする。</p> <p>「判定の根拠」は、判定の根拠を簡単に記入する。</p> <p>例：擁壁や路面にクラック等の変状が地滑りブロック全体に認められ、伸縮計による動態観測で、1mm／日以上の累積変動が連続5日以上確認されている。</p> <p>「地滑りブロックのランク区分」は、地滑りブロックの明瞭性・滑動性によるランク区分について、II編1.2.2章（1）の表II-1.5の基準に基づき、以下のいずれかを記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ランクA、②ランクB、③ランクC <p>「地滑りブロックの形状」は、地滑りブロックの最大長さ・最大幅を記入する。単位は（m）とし、小数第一位を四捨五入して整数値とする。</p> <p>「地滑り方向の設定根拠」は、どのような方法を用いて、地滑り方向を設定したかを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例①：孔内傾斜計や定点測量などの動態観測データから地滑り方向を設定した。 例②：中点法から推定した結果を参考にして、空中写真判読から地滑り方向を設定した。 例③：現地調査で確認された構造物等の変動方向から設定した。 	P 地-30~32	<p>様式2-2(1) 地形・地質状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「末端部」の場合、地形調査で「明瞭」または「不明瞭」でも、現地調査で明瞭性を示す地滑り地形である「末端隆起・押し出し地形」が確認された（「有」）場合は、「確定できる」と判定する。 <p>ただし、「河川の異常屈曲」や「地形変換線（遷緩線）」が確認された（「有」）場合でも、「末端隆起・押し出し地形」が確認されなければ、「確定できない」と判定する。</p> <p>なお、既往調査により末端部が確定されている場合は、「確定できる」と判定する。</p> <p>「判定の根拠」は、判定の根拠を簡単に記入する。</p> <p>例：写真判読では不明瞭であるが、現地調査で頭部に滑落崖、側方部に段差地形、末端部には押し出し地形が確認された。</p> <p>「地滑りブロックの滑動性の判定」は、現地調査結果を総合的に判断し、地滑りブロックの滑動性について、以下のいずれかを記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①滑動が確認できる、②滑動が確認できない <p>なお、判定の基準は概ね以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地滑りブロック全体（頭部・側方部（左右）・末端部）に滑動性を示す変動現象が確認された（「有」）場合。 ②動態観測で以下の累積変動が認められる場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・伸縮計による観測（基礎調査時点）で1mm／日以上の累積変動が連続5日以上継続して観測された場合。 ・パイプ歪計による観測（基礎調査時点から遡って）で1,000μストレイン／月以上の累積変動が観測された場合。 <p>上記①、②の何れも満足する場合のみ、「滑動が確定できる」と判定する。それ以外は、「滑動が確定できない」と判定する。</p> <p>ただし、現地調査で地滑りブロック全体に地滑り滑動の徴候が認められる場合で、動態観測が実施されていない場合は、調書に「滑動が確認できない」と記入するが、必ず監督員と協議することとする。</p> <p>「判定の根拠」は、判定の根拠を簡単に記入する。</p> <p>例：擁壁や路面にクラック等の変状が地滑りブロック全体に認められ、伸縮計による動態観測で、1mm／日以上の累積変動が連続5日以上確認されている。</p> <p>「地滑りブロックのランク区分」は、地滑りブロックの明瞭性・滑動性によるランク区分について、II編1.2.2章（1）の表II-1.5の基準に基づき、以下のいずれかを記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ランクA、②ランクB、③ランクC 	P 地-33~35	

旧			新		
様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ	様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ
様式2-1(1) 地形・地質状況等	<p>「地滑りブロックより下方斜面の状況」は、現地調査で確認した明らかに土石等が到達しないと認められる地形状況について記載する。</p> <p>なお、明らかに土石等が到達しないと認められる地形が特に無い場合は、「特に異常なし」と記載する。</p> <p>例①：地滑りブロックの下方が谷地形を呈しており、対岸に逆勾配の斜面がある。</p> <p>例②：地滑りブロックの下方に道路の盛土が分布している。</p>	P 地-27	様式2-2(1) 地形・地質状況等	<p>「地滑りブロックの形状」は、地滑りブロックの最大長さ・最大幅を記入する。単位は(m)とし、小数第一位を四捨五入して整数値とする。</p> <p>「地滑り方向の設定根拠」は、どのような方法を用いて、地滑り方向を設定したかを記載する。</p> <p>例①：孔内傾斜計や定点測量などの動態観測データから地滑り方向を設定した。</p> <p>例②：中点法から推定した結果を参考にして、空中写真判読から地滑り方向を設定した。</p> <p>例③：現地調査で確認された構造物等の変動方向から設定した。</p> <p>「地滑りブロックより下方斜面の状況」は、現地調査で確認した明らかに土石等が到達しないと認められる地形状況について記載する。</p> <p>なお、明らかに土石等が到達しないと認められる地形が特に無い場合は、「特に異常なし」と記載する。</p> <p>例①：地滑りブロックの下方が谷地形を呈しており、対岸に逆勾配の斜面がある。</p> <p>例②：地滑りブロックの下方に道路の盛土が分布している。</p>	P 地-29 P 地-30
様式2-1(2) 地形・地質状況等	<p>本様式は地滑り区域毎に作成する。</p> <p>(1) 地形調査・現地調査結果（その他、地滑りに関連する調査事項）</p> <p>様式2-1(1)の記入事項以外に地滑りに関する調査事項を記入する。</p> <p>既往調査で確認されている事項については、参考にする。</p> <p>「地表水・地下水の状況」は、湧水、湿地・池・沼について、①有、②無のいずれかを記入する。</p> <p>「植生状況」は、「主な植生の種類」について、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。</p> <p>①裸地、②草地、③竹林、④広葉樹、⑤針葉樹、⑥その他（ ）</p> <p>「土地利用状況」は、「主な土地の種類」について、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。</p> <p>①耕作水田、②放棄水田、③畑、④宅地、⑤林地、⑥草地、⑦その他（ ）</p> <p>「地形・地質状況」は、既往調査結果等を参考に記入する。</p> <p>「地滑りの分類／種類」の分類は、地質毎の分類として、参考資料3.1章の参考表3-1 地すべりの地質別分類を参照し、以下のいずれかを記入する。</p> <p>①第三紀層地滑り、②破碎帶地滑り、③火山性地滑り</p> <p>種類は、地滑りと特徴づける分類として、参考資料1.2章の参考表1-2 地すべりの型分類を参照し、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。</p> <p>①岩盤地すべり、②風化岩地すべり、③崩積上地すべり ④粘質土地すべり</p> <p>「地滑り地塊の土質」は、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。</p> <p>①粘性土、②砂質土、③礫混じり土砂、④風化岩、⑤未風化岩、⑥不明</p>	P 地-26～28	様式2-2(2) 地形・地質状況等	<p>本様式は地滑り区域毎に作成する。</p> <p>(1) 地形調査・現地調査結果（その他、地滑りに関連する調査事項）</p> <p>様式2-2(1)の記入事項以外に地滑りに関する調査事項を記入する。</p> <p>既往調査で確認されている事項については、参考にする。</p> <p>「地表水・地下水の状況」は、湧水、湿地・池・沼について、①有、②無のいずれかを記入する。</p> <p>「植生状況」は、「主な植生の種類」について、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。</p> <p>①裸地、②草地、③竹林、④広葉樹、⑤針葉樹、⑥その他（ ）</p> <p>「土地利用状況」は、「主な土地の種類」について、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。</p> <p>①耕作水田、②放棄水田、③畑、④宅地、⑤林地、⑥草地、⑦その他（ ）</p> <p>「地形・地質状況」は、既往調査結果等を参考に記入する。</p> <p>「地滑りの分類／種類」の分類は、地質毎の分類として、参考資料3.1章の参考表3-1 地すべりの地質別分類を参照し、以下のいずれかを記入する。</p> <p>①第三紀層地滑り、②破碎帶地滑り、③火山性地滑り</p>	P 地-29～31

旧			新		
様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ	様式名	調書作成要領	マニュアル対応ページ
様式2-1(2) 地形・地質状況等	<p>「基盤岩の地質時代」は、地滑りの基盤岩について、以下のいずれかを記入する。 ①第四紀、②新第三紀、③古第三紀、④中・古生代 ⑤時代未詳</p> <p>「基盤地質名」は、地滑りの基盤岩を構成する最小単位の地層名を記入する。なお、「特記事項」の欄に出典（文献名）を記入する。 例：裾花凝灰岩層</p> <p>「基盤岩の種類」は、地滑りの基盤岩を構成する岩相について、以下のいずれかを記入する。 ①堆積岩、②火成岩、③変成岩、④不明</p> <p>「斜面の平均勾配」は、地滑り内の斜面の平均勾配を記入する。単位は（°）とし、整数値とする。</p> <p>「地滑り方向に対する基盤岩の地質構造」は、以下のいずれかを記入する。 ①流れ盤、②受け盤、③その他、④不明</p> <p>「対策施設の状況」は、地滑りブロックの対策施設について、変状の有無と、変状状況を記載する。</p> <p>「変状の有無」は、①有、②無のいずれかを記入する。</p> <p>「変状状況」は、変状が確認された対策施設の種類と変状の状況を簡単に記載する。 例①：地滑りブロック末端部付近のアンカー工が打設されているコンクリート法棒工が押し出し変形を受け、クラックが生じている。 例②：地滑りブロック側方部付近に設置されている排水路に変状が生じている。</p> <p>(2)その他特記事項（変状確認時の聞き取り調査など） 地滑りに関する調査事項で、他に重要な事項がある場合に記載する。現地調査中に地滑りブロックの変状及び対策施設の変状等について、聞き取りにより住民から得られた重要な情報は記載する。 なお、情報がなければ「特になし」と記入する。</p>	P 地-27~28	様式2-2(2) 地形・地質状況等	<p>種類は、地滑りと特徴づける分類として、参考資料1.2章の参考表1-2地すべりの型分類を参照し、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。 ①岩盤地すべり、②風化岩地すべり、③崩積土地すべり ④粘質土地すべり</p> <p>「地滑り地塊の土質」は、以下のいずれかを記入する（複数回答可）。 ①粘性土、②砂質土、③礫混じり土砂、④風化岩、 ⑤未風化岩、⑥不明</p> <p>「基盤岩の地質時代」は、地滑りの基盤岩について、以下のいずれかを記入する。 ①第四紀、②新第三紀、③古第三紀、④中・古生代 ⑤時代未詳</p> <p>「基盤地質名」は、地滑りの基盤岩を構成する最小単位の地層名を記入する。なお、「特記事項」の欄に出典（文献名）を記入する。 例：裾花凝灰岩層</p> <p>「基盤岩の種類」は、地滑りの基盤岩を構成する岩相について、以下のいずれかを記入する。 ①堆積岩、②火成岩、③変成岩、④不明</p> <p>「斜面の平均勾配」は、地滑り内の斜面の平均勾配を記入する。単位は（°）とし、整数値とする。</p> <p>「地滑り方向に対する基盤岩の地質構造」は、以下のいずれかを記入する。 ①流れ盤、②受け盤、③その他、④不明</p> <p>「対策施設の状況」は、地滑りブロックの対策施設について、変状の有無と、変状状況を記載する。</p> <p>「変状の有無」は、①有、②無のいずれかを記入する。</p> <p>「変状状況」は、変状が確認された対策施設の種類と変状の状況を簡単に記載する。 例①：地滑りブロック末端部付近のアンカー工が打設されているコンクリート法棒工が押し出し変形を受け、クラックが生じている。 例②：地滑りブロック側方部付近に設置されている排水路に変状が生じている。</p> <p>(2)その他特記事項（変状確認時の聞き取り調査など） 地滑りに関する調査事項で、他に重要な事項がある場合に記載する。現地調査中に地滑りブロックの変状及び対策施設の変状等について、聞き取りにより住民から得られた重要な情報は記載する。 なお、情報がなければ「特になし」と記入する。</p>	P 地-29~31